



会津美里町水道事業ビジョン(案)

Aizumisato Town Waterworks Vision

希望あふれる未来へつなぐ
安全・安心な美里の水道



令和9年 月

会津美里町建設水道課

会津美里町水道事業ビジョン

目 次

はじめに	1
第1章 会津美里町水道事業ビジョンの策定にあたって	2
§ 1 会津美里町水道事業ビジョン策定の主旨	2
§ 2 会津美里町水道事業ビジョン策定の目的	2
§ 3 会津美里町水道事業ビジョンの位置付け	3
第2章 会津美里町の概要	4
§ 1 会津美里町の特徴	4
§ 2 社会条件の把握	5
§ 3 水道事業の概要	7
第3章 水道事業の現状評価・課題	15
§ 1 予想される将来の水道事業環境	15
§ 2 外部環境	16
§ 2 内部環境※	20
§ 3 前ビジョンのフォローアップ	30
§ 4 課題の抽出	36
第4章 地域の水道の理想像と目標設定	37
§ 1 理想像	37
§ 2 目標の設定	38
第5章 推進する実現方策	39
§ 1 方策の体系	39
§ 2 方策の具体的内容	40
§ 3 事業の工程	44
第6章 フォローアップ	45
資料編 46	
用語解説	46

(用語の解説を行った場合は、文書内に※印を記して、巻末に記載している)

はじめに

会津美里町水道事業は、平成17年度の町村合併時に旧会津高田町と旧会津本郷町の水道事業を統合し、平成24年度には旧会津本郷町の関山簡易水道事業（法適用）と旧新鶴村簡易水道事業（法非適）を統合し、現在の会津美里町水道事業として運営を行っています。

また、水道給水区域の拡大と安定した水質源確保のため、大川ダム建設に伴い阿賀川を水源として昭和49年度に構成団体1市3町2村で構成する会津若松地方水道用水供給企業団（現在は会津若松地方広域市町村圏整備組合へ統合、構成団体1市2町）へ参加し、平成2年度より用水供給を受けています。

本町の水道事業の現状は、高度成長期に整備された老朽化した施設の更新や災害に強い施設整備といった取組が必要不可欠であり、これらの事業を実施するためには多額の財源を確保する必要があります。

しかし、本町の水道事業を取り巻く環境は、過疎化と少子高齢化による給水人口の減少等により、料金収入の増加が見込めないなか、老朽化した管路の更新や自然災害への対策など、様々な課題があり今後も厳しい財政状態が続くものと予測されます。

このため、現状の課題を分析し、国において示された「新水道ビジョン」を基にし、今後も安全で安心な水を供給するとともに、本町水道事業が抱える課題を踏まえ、本町の水道の将来像となる新たな「会津美里町水道事業ビジョン」を策定いたしました。

今後は、水道事業ビジョンに基づき事業を継続していくことで、「安全な水の供給」、「強靱な水道」、「持続可能な事業運営」の実現に向け会津美里町水道事業の運営に尽力してまいりますので、事業運営のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

令和9年 月

会津美里町長 杉山 純一



会津美里町水道事業ビジョン

第1章▶▶会津美里町水道事業ビジョンの策定にあたって

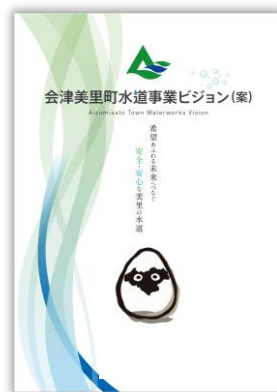
§ 1 会津美里町水道事業ビジョン策定の主旨

本町は、将来にわたって安心して安全な水道水を供給し、利用者が満足できる水道事業を継続するため、平成30年10月に「会津美里町水道ビジョン」(以下「前ビジョン」という。)を策定しました。

この度、前ビジョンの計画期間終了を迎えるにあたり、引き続き安心して安全な水道水の安定供給を図っていくため、前ビジョンを継承する「会津美里町水道事業ビジョン」(以下「水道事業ビジョン」という。)を策定しました。



前ビジョン



水道事業ビジョン

§ 2 会津美里町水道事業ビジョン策定の目的

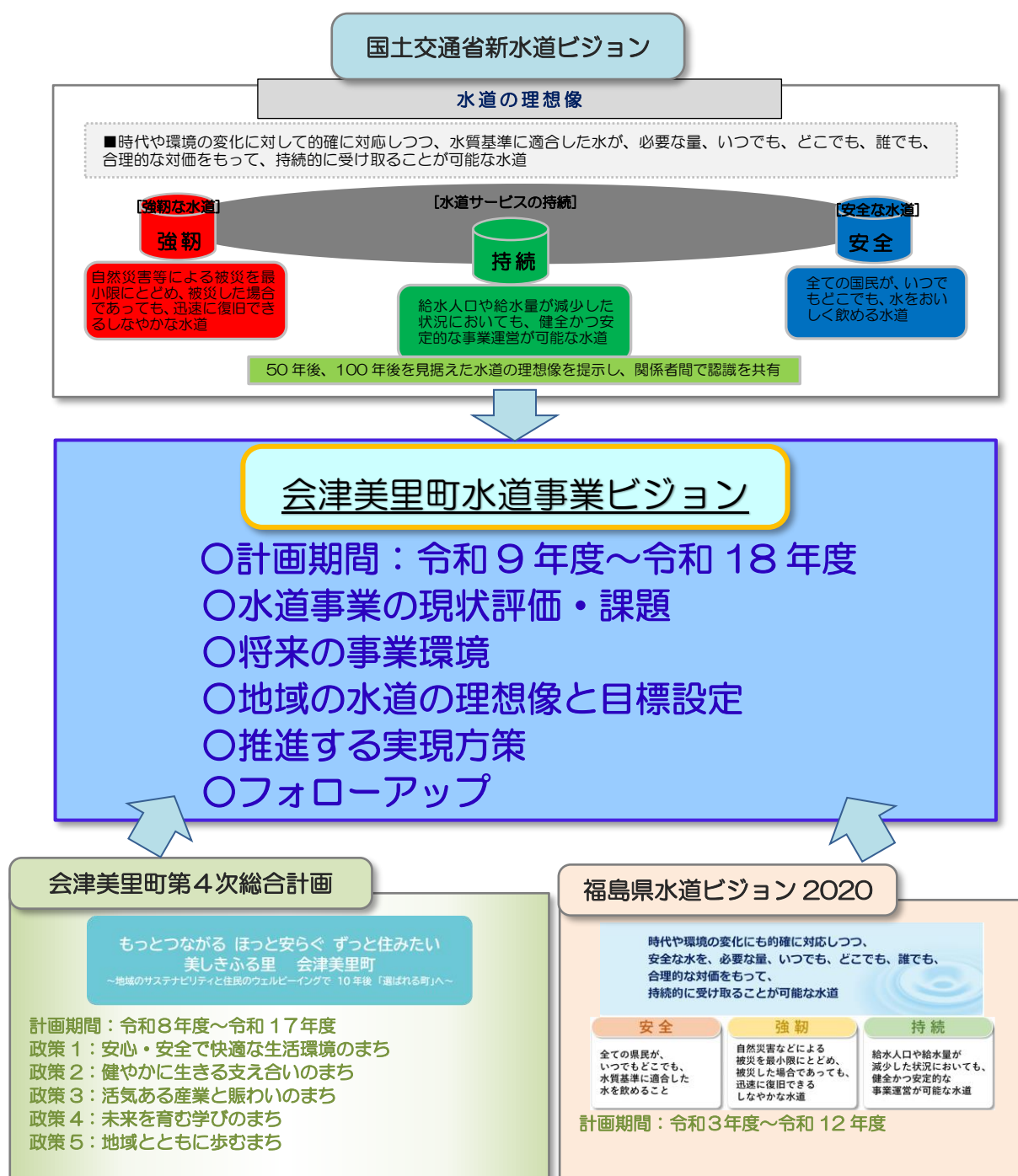
福島県は、「福島県水道整備基本構想 2013」が令和2年度に目標年度をむかえるに当たり、「福島県水道整備基本構想 2013」の考え方など一部踏襲しつつ、内容の改定を行い、令和2年度3月に「福島県水道ビジョン 2020」を策定しました。県内の水道整備について、県の基本的な考え方が示されています。水道事業体に対しては、この示された施策や考え方に、理解と協力を求め、必要とされる取組への積極的な参加を促されています。

近年、水道事業を取り巻く環境は変化しており、特に人口の減少による給水収益の減少が見込まれるなか、老朽施設の更新や災害に強い施設整備を実施しなければならない状況にあります。

水道事業を取り巻く環境の変化や前ビジョンの評価を踏まえ、会津美里町において、将来にわたり安全な水道水を安定して利用者に供給するために、水道事業の現状と将来の見通しを分析・評価したうえで、目指すべき将来像・基本理念を描き、その実現のための実施策を示すことを目的として『会津美里町水道事業ビジョン』を策定しました。

§ 3 会津美里町水道事業ビジョンの位置付け

『会津美里町水道事業ビジョン』は、「国土交通省新水道ビジョン」、「会津美里町第4次総合計画（令和8年度～令和17年度）」、「福島県水道ビジョン2020」等と整合を図り、50年後、100年後の水道の理想像を見据えたうえで、今後10年間（令和9年度～令和18年度）で実施すべき計画を策定したものです。



第2章▶▶会津美里町の概要

§ 1 会津美里町の特性

1 自然特性

会津美里町は、福島県の西半分を占める会津地域のほぼ中央に位置し、東は会津若松市と接し、北は会津坂下町、西は柳津町、南は下郷町及び昭和村と接しています。

地形は、博士山（1,482m）や大高森山（641.6m）などの緑豊かな森林に囲まれた山間部と肥沃な土壌の扇状地からなり、その中を良好な水質の阿賀川（大川）や宮川などの数本の河川が貫流しています。水道事業の給水区域内の標高は、約190m～約340mとなっており、高低差が約150mあることから、山間部地域への送水はポンプ加圧方式により行われています。

気候は、内陸盆地特有で、冬季は日本海型の気候で晴天の日が少なく、更に降雪量も多くなっており、積雪期間は90日にわたります。夏季は蒸し暑く、春秋には日中と夜間との気温差が大きい盆地特有の気象条件にあります。

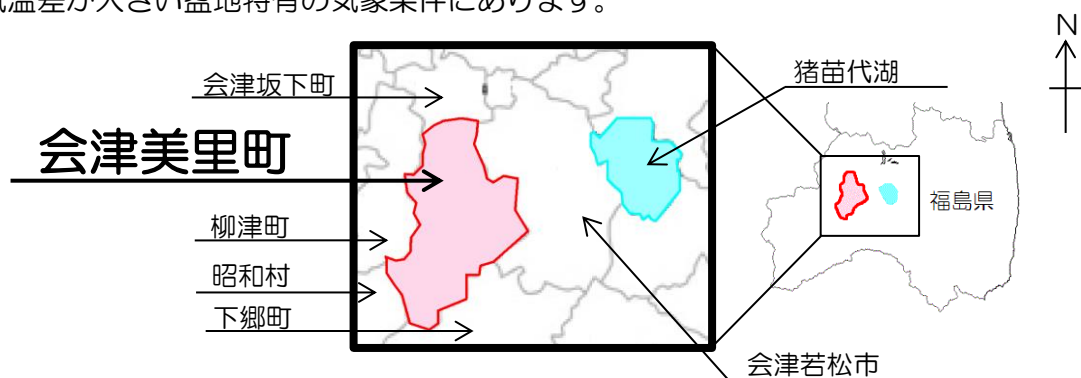


図 2-1 会津美里町位置

2 土地利用

総面積は276.33km²で南北に長く、北部に広がる平野部は肥沃な土壌の沖積層からなり、主として水田として利用されています。

地質は、北部農耕地では沖積層が、山岳地で凝灰岩を主とする石英安山岩が主体となっており、土壌は褐色森林土が大半を占めています。南部は会津盆地の外縁山岳及びその山麓の山間地帯となっており、町の約7割を森林が占めています。

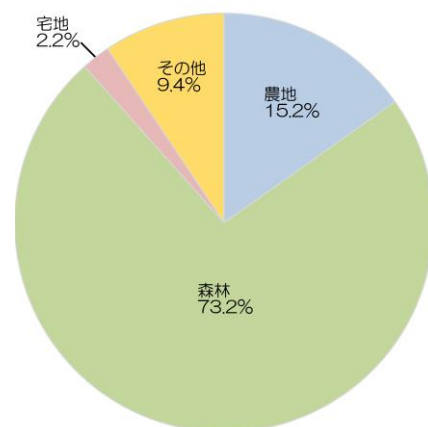


図 2-2 土地利用状況

§ 2 社会条件の把握

1 人口

会津美里町の人口は、昭和 60 年度の国勢調査時には旧 3 町村で 27,705 人でしたが、減少が続き、令和 2 年度の国勢調査時には 18,870 人となっています。外縁山岳及び山麓の中山間地域は特に過疎・高齢化が進行しており、町の中でも緩やかに過疎・高齢化が進行している状態です。

また、高齢化（65 歳以上）率は令和 2 年度の国勢調査では 39.9%と県平均の 31.8%を 8.1 ポイント上回っています。高齢者の比率と若年者の比率について時系列で見ていくと、高齢者の比率は調査を重ねるごとに上昇していることがわかります。若年者の比率については、平成 17 年度までは若干増加していましたが、その後は減少傾向にあります。

この人口の減少は、給水人口も減少することとなり、給水収益が今後減少することが見込まれます。

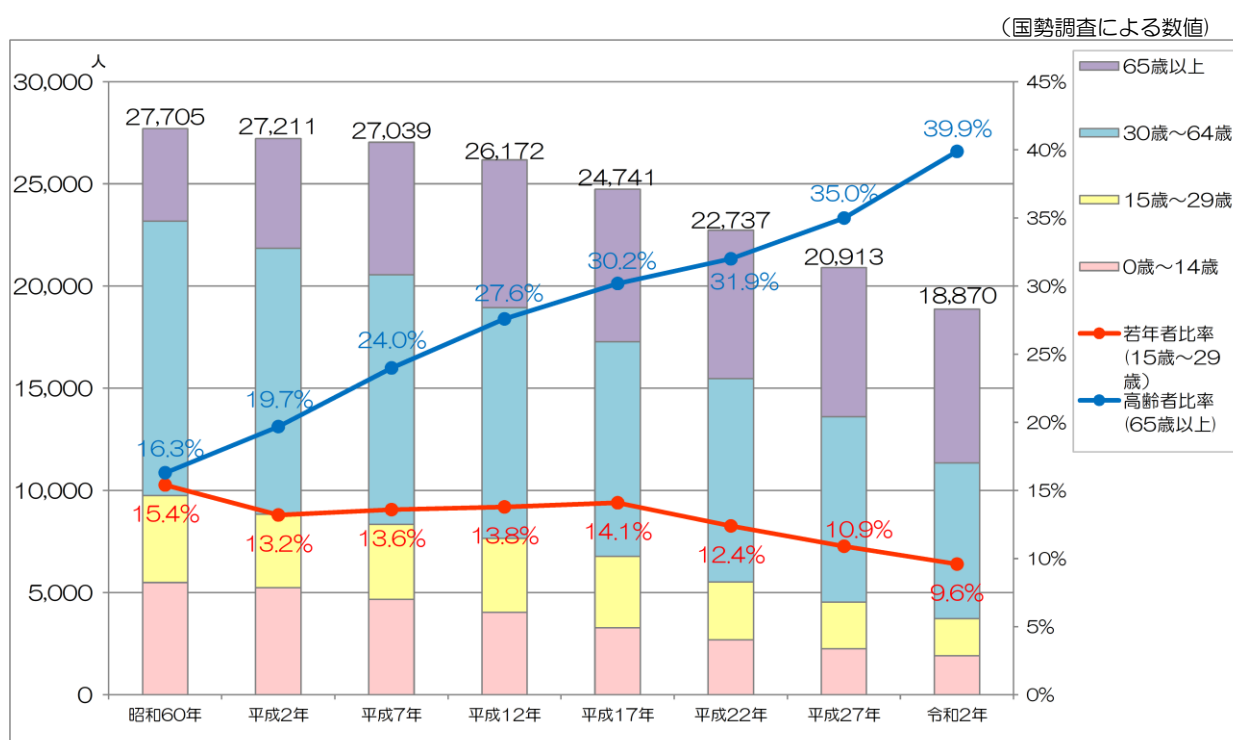


図 2-3 会津美里町の人口割合の推移

2 産業

会津美里町の令和2年度の国勢調査時における産業分類別就業人口の割合は、図 2-4 に示すとおり、第1次産業が14.98%、第2次産業が25.71%、第3次産業が58.20%となっています。また、平成22年度から令和2年度にかけて第1次産業、第2次産業はほぼ減少傾向にあります。第3次産業は増加傾向にあります。

このことは、会津美里町就業人口について第3次産業であるサービス業が主体であり、農業や工業は縮小傾向にあることを示しています。

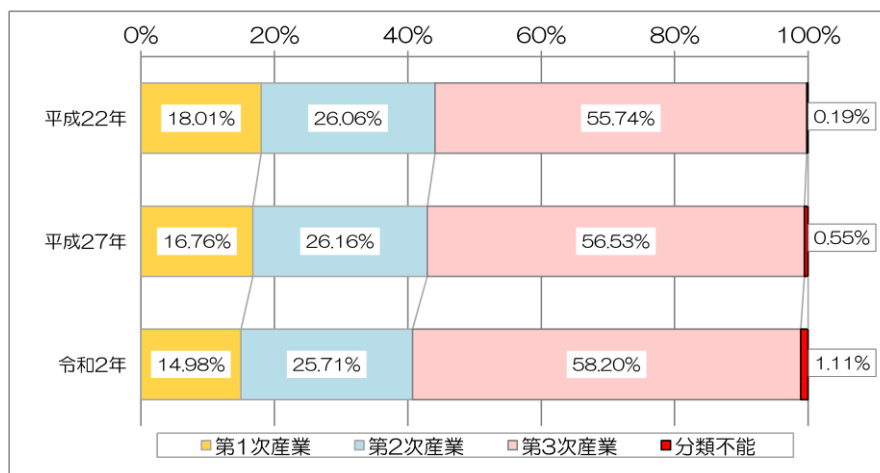


図 2-4 産業大分類別就業者比率の推移

3 交通

会津美里町の主要な幹線道路には、国道401号、県道会津坂下会津高田線、県道会津坂下会津本郷線、県道会津高田上三寄線、県道会津若松会津高田線があり、市街地はこれらの幹線道路沿いに形成されている箇所が多くあります。

自動車専用道路としては磐越自動車道があり、町内に位置する新鶴PAにはスマートICが併設されていることから、会津若松方面や会津坂下方面ともにアクセスが容易となっています。

鉄道では東日本旅客鉄道(株)の只見線があり、磐越自動車道と同様、会津若松方面や会津坂下方面へのアクセスが容易となっています。



図 2-5 主要幹線道路

§ 3 水道事業の概要

1 水道事業の沿革

本町の水道は、昭和 28 年度に新鶴地域で計画給水人口 500 人、計画 1 日最大給水量 75m³/日で認可を受け、事業を開始したのが始まりでした。その後、高田地域・本郷地域も事業を開始し、平成 17 年度の町村合併により、上水道事業と簡易水道事業※の統合を経て、現在の会津美里町水道事業が誕生し、現在に至ります。主な水道事業の変遷を表 2-1 にまとめています。

表 2-1 水道事業の沿革

名 称	目標年次	認可年月日	計画給水人口 (人)	計画一日 最大給水量(m ³ /日)
本郷地域				
創設認可（本郷簡易水道）	昭和41年度	昭和31年11月2日	5,000	750
第1次拡張事業	昭和43年度	昭和33年10月8日	5,200	780
福光簡易水道創設認可	昭和46年度	昭和36年7月28日	200	30
第2次拡張事業	昭和48年度	昭和38年4月10日	5,520	828.3
第3次拡張事業	昭和49年度	昭和39年11月21日	6,400	960
第4次拡張事業	昭和53年度	昭和43年1月5日	6,590	988.5
第5次拡張事業	昭和54年度	昭和44年1月31日	6,590	1,647.50
第6次拡張事業	昭和59年度	昭和49年9月30日	6,590	2,307
第7次拡張事業	昭和63年度	昭和54年6月27日	6,590	2,307
第8次拡張事業	平成7年度	昭和61年8月15日	6,070	2,485
第9次拡張事業	平成23年度	平成8年8月26日	7,450	3,950
第9次拡張事業変更	平成23年度	平成13年7月3日	7,450	3,950
上水道事業譲受	平成23年度	平成17年10月1日	21,750	9,250
高田地域				
創設認可（田中簡易水道）	昭和39年度	昭和29年8月28日	500	75
創設認可（小山簡易水道）	昭和45年度	昭和35年9月20日	150	22.5
創設認可（赤留簡易水道）	昭和51年度	昭和41年6月6日	750	112.5
創設認可（高田上水道）	昭和58年度	昭和48年4月12日	8,000	2,762
上水道第1次拡張事業	平成12年度	昭和63年4月28日	14,300	5,300
上水道第1次拡張事業 変更認可	平成12年度	平成7年5月22日	14,300	5,300
上水道事業廃止	-	平成17年10月1日	14,300	5,300
新鶴地域				
創設認可	昭和38年度	昭和28年10月19日	500	75
拡張変更認可	昭和49年度	昭和39年7月20日	4,200	630
変更認可	昭和58年度	昭和49年8月12日	3,500	915
変更認可	昭和63年度	昭和54年6月28日	3,500	1,200
変更認可	平成9年度	昭和63年4月28日	4,400	1,450
水道事業記載事項変更	-	平成17年10月1日		
関山地区				
創設認可	平成2年度	昭和56年7月31日	300	第1給水区域 238.3 第2給水区域 380.5
水道事業記載事項変更	-	平成17年10月1日	300	618.8
会津美里町				
町村合併	-	平成17年10月1日	21,750	9,250
経営変更認可（新鶴簡易水道事業）	平成27年度	平成19年10月25日	3,800	1,530
統合認可	平成31年度	平成24年3月23日	21,600	7,330
経営変更認可	平成37年度	平成29年11月15日	17,800	7,170

2 水道事業の状況

平成17年度の町村合併に伴い、平成24年3月に水道事業統合を行い、会津美里町水道事業経営として平成17年度、平成23年度、平成29年度に変更認可※を行いました。現在の計画給水人口と計画一日最大給水量※は表2-2のとおりです。

表 2-2 事業計画の内容

名 称	既認可	計画給水人口(人)	計画一日最大給水量(m ³ /日)
会津美里町水道事業	平成29年11月	17,800	7,170

3 給水普及率

給水人口※は、少子高齢化を背景に減少傾向となっており、令和5年度は平成26年度に比べて3,060人の減少となっています。

給水普及率※は、平成26年度から令和5年度まで87.9～90.0%で推移しています。これは、給水区域内の家屋がほぼ水道に加入しているものの一部井戸等の自家用水を利用している方がいるという状況です。町では、井戸の水質が地表面からの影響を受けやすいことから、浄水水質が安定している水道への加入を推進しています。

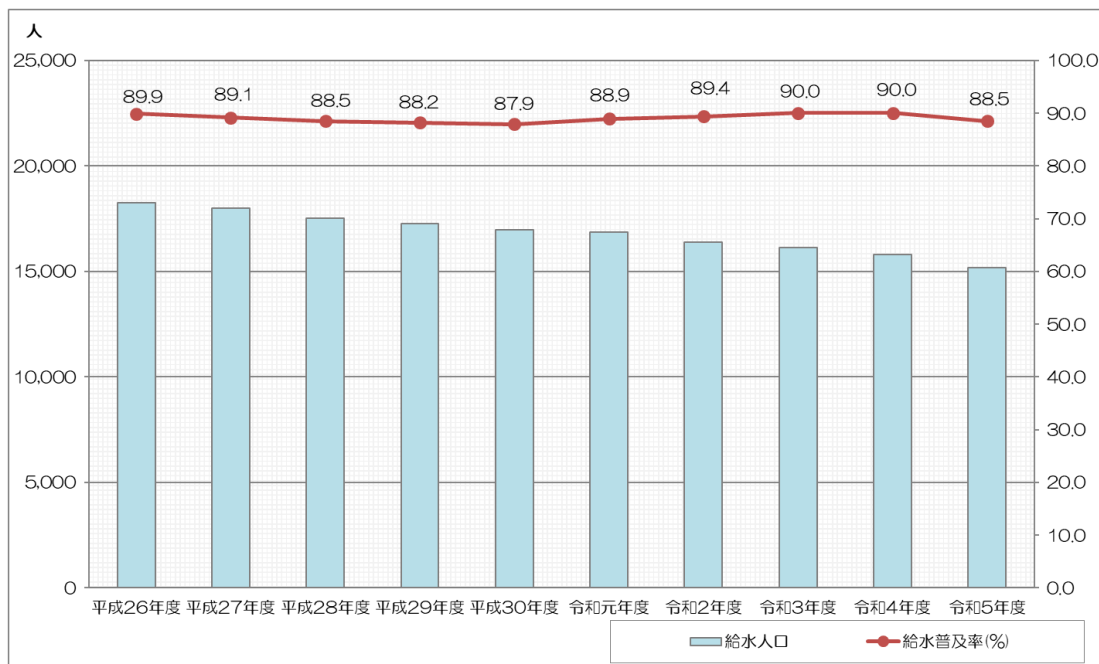


図 2-6 給水人口と給水普及率の実績

4 施設の概要

4-1 主要施設の位置

会津美里町の主要施設を図 2-7 に示します。給水区域は、高田地域・本郷地域・新鶴地域からなる区域と関山地区からなる給水区域があります。高田地域・本郷地域・新鶴地域の西側と南側は山間部であることから、ポンプ場※や調整池※が多く存在しています。関山地区は、他の地域から離れていることから、地区内に水源・浄水場・配水池※が存在しています。

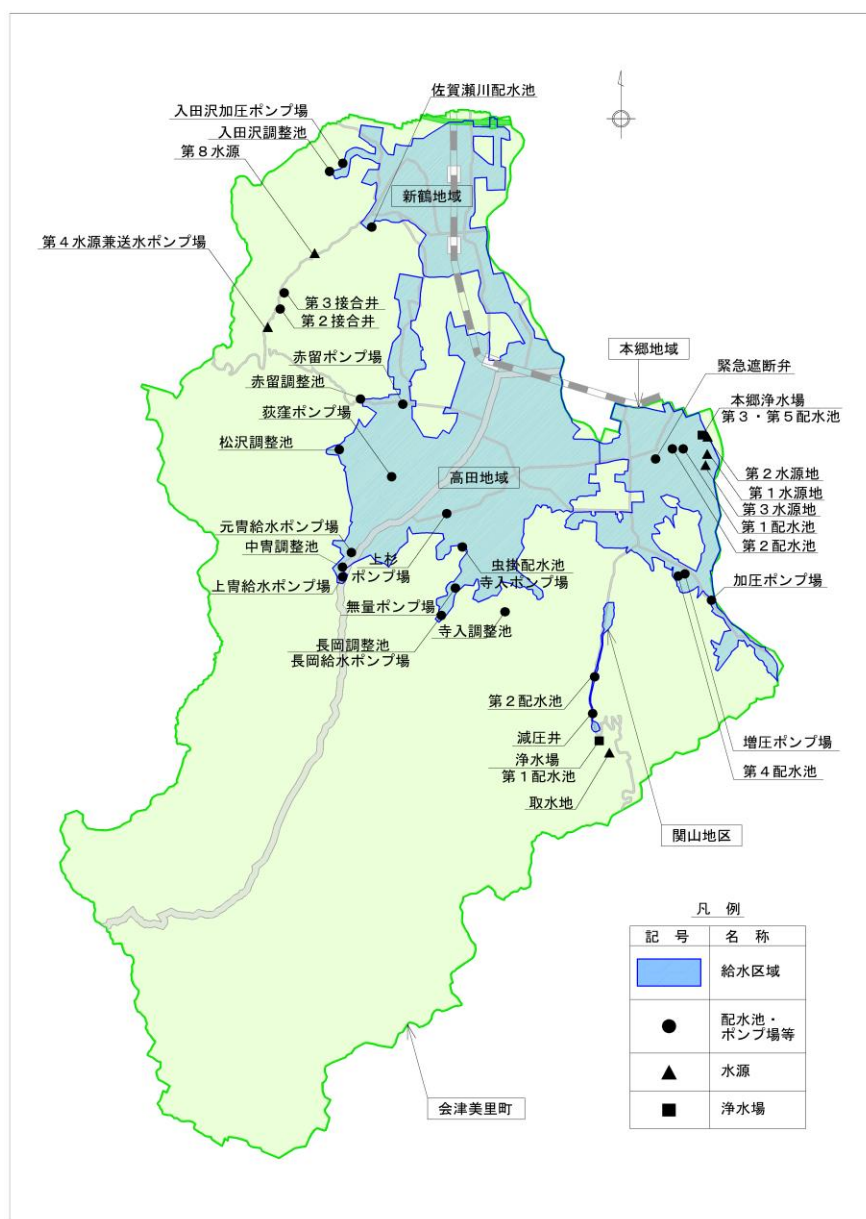


図 2-7 主要施設の位置

4-2 会津美里町内の導水・送水・配水のフロー

会津美里町内の導水※・送水※・配水※のフローを図 2-8に示します。会津若松地方広域市町村圏整備組合の馬越浄水場からの送水を本郷地域の第4配水池、高田地域の虫掛配水池、新鶴地域の佐賀瀬川配水池で受水しています。高田地域の水源は受水のみであり、本郷地域・新鶴地域・関山地区は自己水源を保有しています。

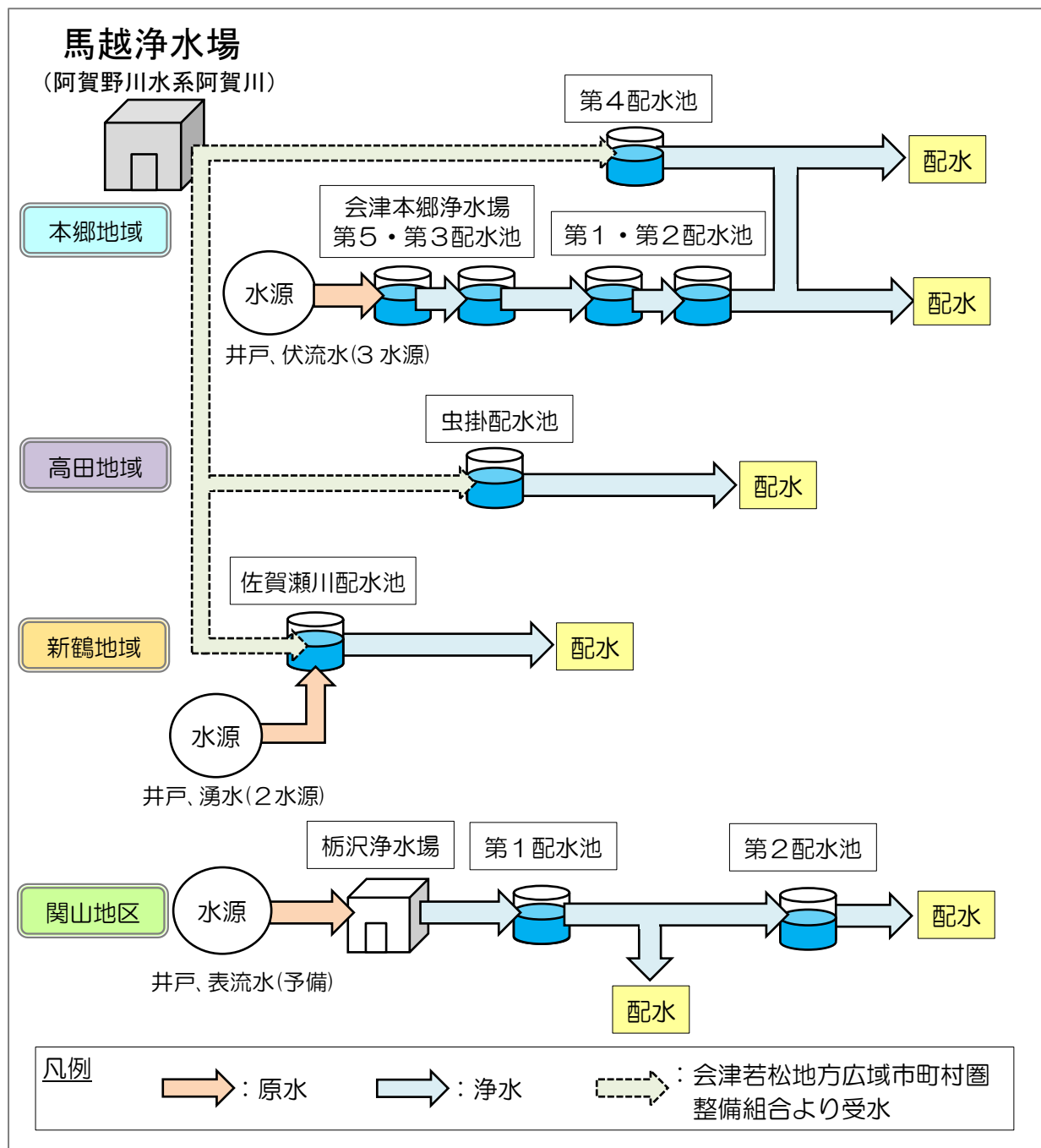


図 2-8 町内の導水・送水・配水のフロー

4-3 主な施設の規模及び概要

1) 本郷地域

本郷地域の主な施設としては、本郷浄水場と同じ敷地内に位置する第5配水池が挙げられます。本郷浄水場の特徴としては、原水の比較的低い pH^{*}を調整するための pH 調整塔が設置されており、水質基準^{*}を満たす処理が行われています。また、本郷浄水場は昭和 50 年度に築造されており、50 年が経過していることから、今後迎える更新時期に適切に対処するため、計画的な対応が必要となります。



本郷浄水場

本郷浄水場

浄水処理方法：地下水塩素滅菌処理

施設能力：3,150m³/日

計画処理量：1,470m³/日

本郷地域

第5配水池

構造：PC 造り 容量：1,100m³

寸法：L17.0m×W9.3m×H3.5m×2 池

2) 高田地域

虫掛配水池の特徴としては、高田地域の拠点配水池であり、高田地域への給水は全てこの配水池を経由して行われます。また、虫掛配水池は平成元年度に築造されており、30 年以上経過していることから、定期的な維持管理を行い、長期間にわたり利用できるような努めることが必要となります。



虫掛配水池

虫掛配水池

浄水処理方法：広域受水塩素 2 次滅菌処理

計画受水量：3,537m³/日

構造：PC 造り 容量：1560m³

寸法：内径 20.3m×深さ 5.0m×1 池

(円筒形 2 重タンク)

高田地域

3) 新鶴地域

佐賀瀬川配水池の特徴としては、平成 20 年度に更新した比較的新しい配水池であり、浄水処理として近年の技術である紫外線処理が導入されています。この浄水処理により、水質基準が満たされています。



佐賀瀬川配水池

佐賀瀬川配水池

新鶴地域

浄水処理方法：地下水・湧水紫外線処理
＋塩素滅菌処理

計画受水量：850m³/日

計画処理量：396m³/日

構造：SUS 製 容量：860m³

寸法：L21.0m×W14.0m×H3.94m (2 池)

4) 関山地区

関山地区の主な施設としては、栃沢浄水場と同じ敷地内に位置する第1配水池が挙げられます。栃沢浄水場の特徴としては、原水の pH が比較的高い傾向にあります。このため、現在仮設設備により pH 調整を行っています。令和 7 年度までに pH 調整機器を整備する計画です。また、栃沢浄水場及び第1配水池は昭和 56 年度に築造されており、40年以上が経過していることから、今後迎える更新時期に適切に対処するため、計画的な対応が必要となります。



栃沢浄水場

栃沢浄水場

関山地区

浄水処理方法：地下水塩素滅菌処理＋pH 調整
(予備)：表流水緩速濾過※処理(計画浄水量 91.86 m³/日)

施設能力：67m³/日

計画処理量：67 m³/日

第1配水池

構造：RC 造 容量：45 m³

寸法：L3.0m×W6.0m×H2.5m×1 池

4-4 水道管路の現状

会津美里町における種類別延長と割合を、表 2-3、図 2-9 に、管種別延長と割合を、表 2-4、図 2-10 に示します。

管路の約 59%が硬質塩化ビニル管、16.0%がダクタイル鋳鉄管であり、約 7 割を占めております。

管路の老朽化状況においては、昭和 60 年度以前に布設され、布設後 40 年以上を経過している管路(石綿セメント管※)の延長は約 23 k mであり、全体の約 11%を占めています。

表 2-3 種類別延長と割合

種別	管路延長 (m)	管路延長の割合 (%)
導水管	5,154	2.5
送水管	2,191	1.1
配水管	198,225	96.4
計	205,570	100.0

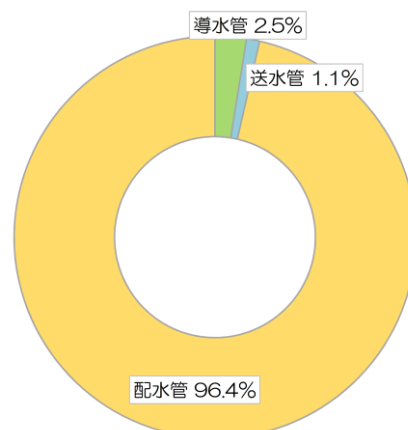


図 2-9 種類別延長と割合

表 2-4 管種別延長と割合

管 種	管路延長 (m)	管路延長の割合 (%)
ダクタイル鋳鉄管	33,242	16.0
鋼管	3,226	2.0
石綿セメント管	22,798	11.0
硬質塩化ビニル管	121,883	59.0
ポリエチレン管	22,866	11.0
その他	1,555	1.0
計	205,570	100.0

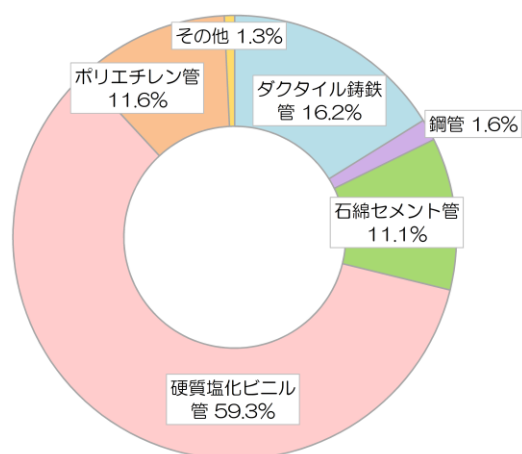


図 2-10 管種別延長と割合
※令和4年度福島県の水道より

5 業務指標（PI）の分析

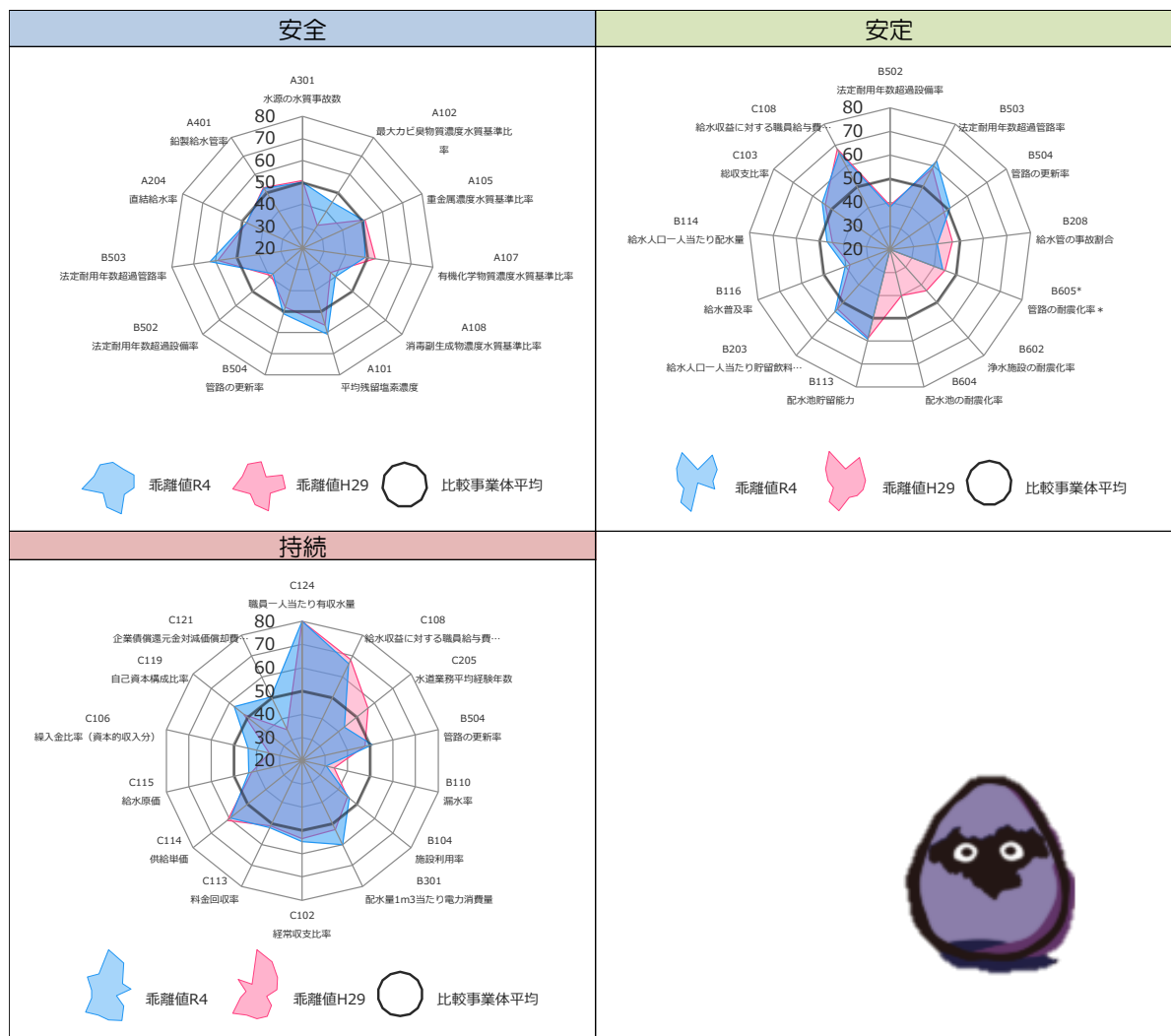
水道事業ガイドラインは、水道事業のサービス内容を共通指標によって数値化する国内規格であり、平成17年1月に制定されたものです。本町のPI※は、「安全で良質な水」、「安定した水の供給」、「健全な事業運営」の3つの目標に対し、93項目で構成されています。

次章では、このPIを活用し、できる限り数値化することで、より分かりやすく本町の水道事業の現状を評価し、課題を提示します。なお、PIの算出については、水道統計※の最新版の発行を踏まえ、平成29年から令和4年までの6か年分とし、水道統計から算出可能なPIのみ算出しています。

また、今回比較事業体の選出として、①給水人口15,000人以上30,000万人以下、②全職員数0以上10未満の項目をもとに選定し、全国271事業体を対象としました。

PI値が高いから事業状態が良い、低いから早急な改善が必要というわけではなく、総合的な分析が必要です。（表2-5）

表 2-5 PIの分析結果



第3章 水道事業の現状評価・課題

§ 1 予想される将来の水道事業環境

今後の本町の水道事業が取り組むべき施策を策定するには、まず、将来の水道事業がどのように変化していくかを認識することが重要です。

現状評価と課題は、将来の本町水道事業に影響を及ぼすと考えられる外部環境の変化と内部環境の変化に分けて整理します。

なお、現状評価については、業務指標 PI を基に、客観的、定量的に分析します。

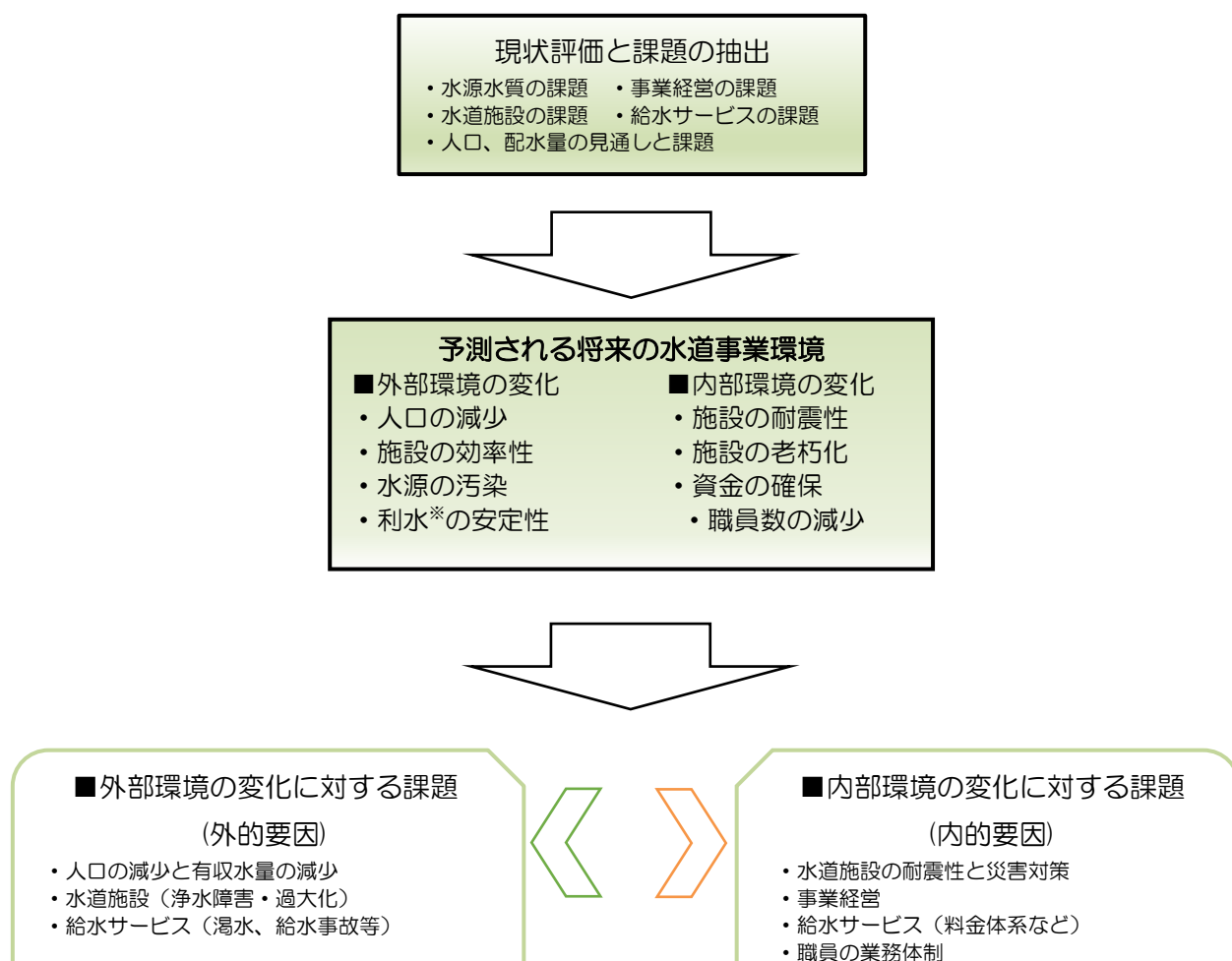


図 3-1 現状評価と課題の抽出方法

§ 2 外部環境

1 減少する人口と有収水量の減少

将来の人口減少に伴い、有収水量が減少することで、事業運営に影響を及ぼすことが予想されるため、その対応が必要です。

会津美里町の給水人口は令和5年度まで、緩やかな減少傾向で推移しています。令和5年度は15,179人ですが、今後人口減少により令和18年度には11,588人となり、令和5年度比で約24%減少すると見込まれます。

有収水量も同様に、一人当たりの使用水量や給水人口の減少に伴い減少し、令和18年度には3,036 m^3 /日と令和5年度比で約24%減少すると見込まれます。

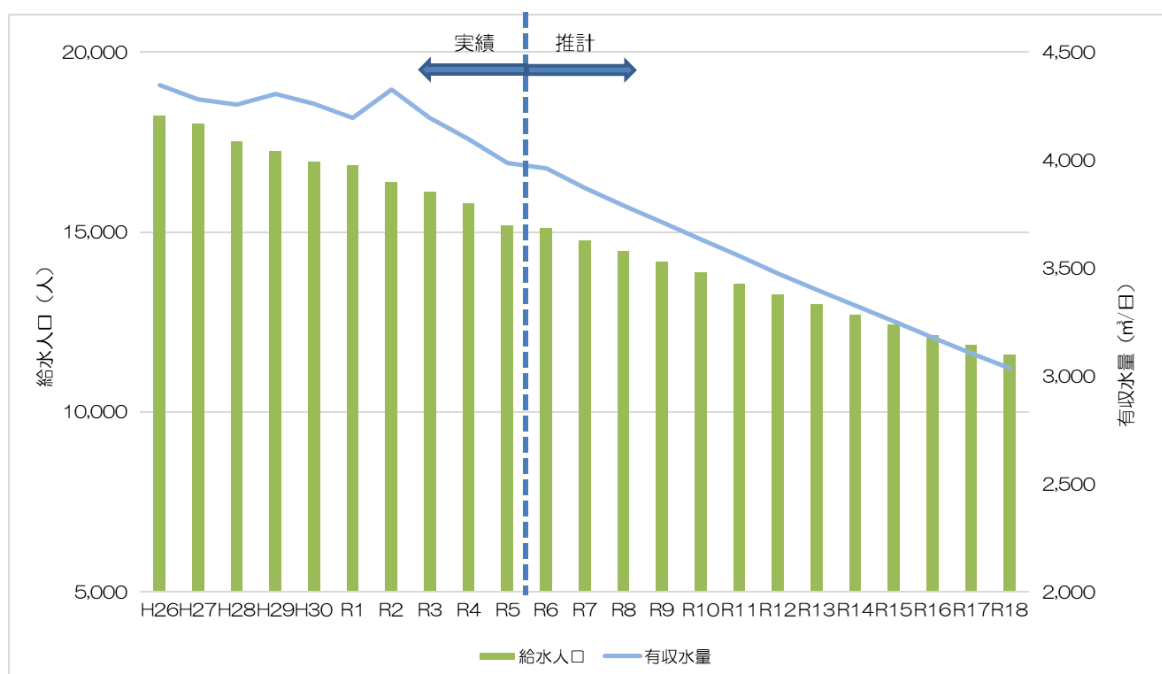


図 3-2 給水人口と有収水量の推計

給水人口の減少により給水収益※の減少が見込まれるため、安定的かつ持続可能な収益を確保することが喫緊の課題となっています。

2 施設の効率性

給水人口※の減少や節水機器の普及に伴い、将来の給水量も減少することが見込まれます。

一日最大給水量は、令和5年度の実績は 7,046m³/日でしたが、目標年度の令和 18 年度には 4,739m³/日になると予想されます。（図 3-3）

施設利用率は、51.4～54.4%となっており、施設最大稼働率は 67.4%と施設能力がやや過大であると言えます。（表 3-1）

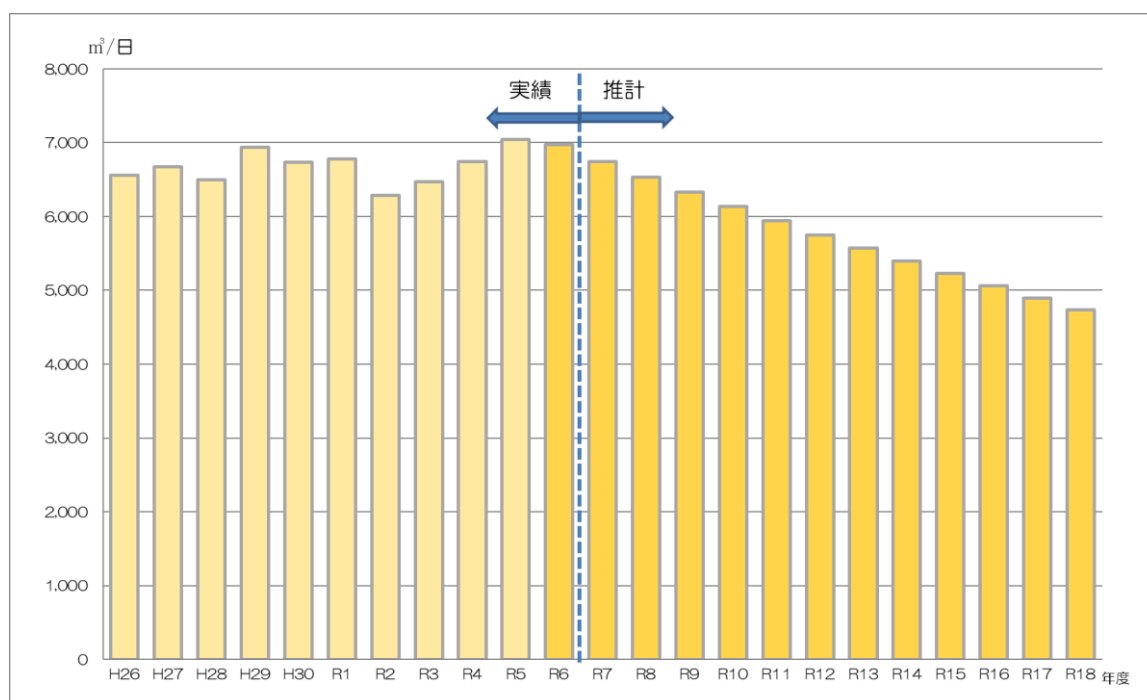


図 3-3 一日最大給水量の推計結果

表 3-1 施設の効率性に関する業務指標（P I）

項目	算式	実績値				予測値		
		R2	R3	R4	R5	R6	・・・	R18
施設能力 (m³/日)	①	10,455	10,455	10,455	10,455	10,455	・・・	10,455
一日平均給水量 (m³/日)	②	5,375	5,518	5,688	5,560	5,468	・・・	3,715
一日最大給水量 (m³/日)	③	6,285	6,472	6,742	7,046	6,975	・・・	4,739
施設利用率 (%)	②/①×100	51.4	52.8	54.4	53.2	52.3	・・・	35.5
施設最大稼働率 (%)	③/①×100	60.1	61.9	64.5	67.4	66.7	・・・	45.3
負荷率 (%)	②/③×100	85.5	85.3	84.4	78.9	78.4	・・・	78.4

今後、配水量の減少に伴い、さらに施設稼働率が低下することが予想されます。施設の更新時は施設の統廃合やダウンサイジングなどを考慮し、将来の水需要を踏まえた適正規模による効率的な再投資（施設の更新等）を行う必要があります。

3 水源の汚染

会津美里町における想定される水源の汚染リスクは、井戸及び湧水を水源とする原水における地表面からの汚染物質の混入です。衛生的で安全な水道水を供給するために塩素による滅菌処理、濁度※・色度※・残留塩素計などの水質測定装置等による監視を行っていますが、近年クリプトスポリジウムなどの塩素消毒に耐性のある微生物が問題になっており、対策が求められています。

消毒副生物濃度水質基準比率は 27.5～33.3%で推移しております。（表 3-2）

これらの水質の問題に適切な対策を講じるために、水道関連法令に基づく水質検査計画を策定し、義務検査項目及び推奨検査項目の検査を行い、会津美里町のホームページにて検査結果を公表しています。過去 3 年間、浄水水質において基準値を超過する水質項目はなく、良好な水質で給水を行っています。

本町は令和 5 年に「会津美里町水安全計画」を策定しました。計画に準じて水質の監視を行い、より安全で良質な水を供給しています。（図 3-4）

表 3-2 水の安全性に関する業務指標（P I）

項目	PI値		
	R2	R3	R4
最大力ビ臭物質濃度水質基準比率（％）	20.0	10.0	20.0
総トリハロメタン最大濃度水質基準比率（％）	15.3	15.7	19.7
有機物（TOC）濃度水質基準比率（％）	17.5	13.3	18.9
消毒副生物濃度水質基準比率（％）	27.5	33.3	27.8
水源の水質事故数（件）	0.0	0.0	0.0



図 3-4 水質確保への取組

現状において浄水水質は良好であり、問題はない状況です。今後も水質管理を徹底し、安全な水の供給に努めていく必要があります。

4 利水の安全性

会津美里町は、自己水源と会津若松地方広域市町村圏整備組合※（以下「広域整備組合」という。）からの浄水受水によって水道水が供給されています。各地域における水源の計画取水量の合計が 7,167(m³/日)であるのに対し、令和5年度の一日最大給水量※は 7,046(m³/日)と、計画取水量に対する実績一日最大給水量※の割合が約 98.3%となっており、給水に必要な取水量を確保できております。（表 3-3）

今後、給水量は人口減少に伴い減少するため、水需要量を見定め適切な水量を受水することが求められます。

表 3-3 会津美里町の水源の概要

水源名	種類	計画取水量 (m ³ /日)	割合(%)	一日最大給水量(m ³ /日) (令和5年度)
本郷地域				
第1水源	浅層地下水	500	22	1610 計画水量の合計に対し 約69%
第2水源	深層地下水	500	22	
第3水源	浅層地下水	470	20	
会津若松地方広域市町村圏 整備組合[受水]		850	36	
小計		2,320	100	
高田地域				
会津若松地方広域市町村圏 整備組合[受水]		3,537	100	4,583 計画水量の合計に対し 約130%
小計		3,537	100	
新鶴地域				
第4水源	湧水	150	12	822 計画水量の合計に対し 約66%
第8水源	深層地下水	246	20	
会津若松地方広域市町村圏 整備組合[受水]		850	68	
小計		1,246	100	
関山地区				
柗沢第2水源	深層地下水	64	100	31 計画水量の合計に対し 約48%
柗沢第1水源	表流水	予備	-	
小計		64	100	
合計		7,167	100	7,046 計画水量の合計に対し 約98.3%

自己水源は浅層地下水2箇所、深層地下水3箇所、湧水1箇所、表流水（予備）1箇所保有しています。浚渫から40年以上経過している水源が多く老朽化が顕著です。（表 3-4）会津美里町が受水している広域整備組合の水源である大川ダムの貯留水の減少や濁度の上昇が起きると、本町での受水量が一時的に減少するなどの可能性が出てきます。異常事態に対応できるよう、町内の自己水源の保全を継続して実施していく必要があります。

表 3-4 自己水源の経過年数（令和7年4月1日現在）

地域名	名称	施設区分	細別	竣工年度	経過年数
本郷	第1水源	取水施設	浅層地下水	1956	69
	第2水源	取水施設	深層地下水	1969	56
	第3水源	取水施設	浅層地下水	1976	49
新鶴	第4水源	取水施設	湧水	1991	34
	第8水源	取水施設	深層地下水	1978	47
関山	柗沢第2水源	取水施設	深層地下水	2014	11
	柗沢第1水源	浄水施設	表流水 (予備水源)	1981	44

§ 2 内部環境※

1 水道施設の耐震化と応急給水

平成 12 年以降に竣工された施設はレベル 2 地震動※に対応した構造となっています。
その他の施設は建設された年度が古く、耐震性が不明です。

表 3-5 主要な水道施設

地域名	名称	施設区分	細別	施設能力等	竣工年度
本郷	第 1 水源	取水施設	浅層地下水	Q=1500.0m ³ /日	昭和 31 年度
	第 2 水源	取水施設	深層地下水	Q=570.0m ³ /日	昭和 44 年度
	第 3 水源	取水施設	浅層地下水	Q=1080.0m ³ /日	昭和 51 年度
	本郷浄水場	浄水施設	pH調整塔	処理能力 1200.0 m ³ /日	昭和 53 年度
		配水施設	加圧ポンプ	Q=1600.0m ³ /日	昭和 51 年度
	第 5 配水池	配水施設	配水	V=1100.0m ³	平成 13 年度
	第 1 配水池	配水施設	配水	V=250.0m ³	昭和 31 年度
	第 2 配水池	配水施設	配水	V=294.0m ³	昭和 45 年度
	第 3 配水池	配水施設	配水	V=380.0m ³	昭和 51 年度
	第 4 配水池	配水施設	広域受水・配水	V=175.0m ³	昭和 62 年度
	増圧ポンプ場	配水施設	増圧ポンプ		平成 10 年度
高田	穂馬加圧ポンプ場	配水施設	加圧ポンプ	V=90.0m ³	昭和 62 年度
	虫掛配水池	配水施設	広域受水・配水	V=1560.0m ³	平成元年度
	寺入ポンプ場	配水施設	送水ポンプ	Q=241.0m ³ /日	平成 2 年度
	寺入調整池	配水施設	配水	V=152.5m ³	平成 2 年度
	無量ポンプ場	配水施設	送水ポンプ	Q=36.0m ³ /日	平成 2 年度
	長岡調整池	配水施設	配水	V=58.8m ³	平成 2 年度
	上杉ポンプ場	配水施設	送水ポンプ	Q=594.0m ³ /日	平成 8 年度
	中冨調整池	配水施設	配水	V=362.6m ³	平成 7 年度
	荻窪ポンプ場	配水施設	送水ポンプ	Q=107.0m ³ /日	平成 11 年度
	松沢調整池	配水施設	配水	V=120.0m ³	平成 10 年度
	赤留ポンプ場	配水施設	送水ポンプ	Q=113.0m ³ /日	平成 6 年度
新鶴	赤留調整池	配水施設	配水	V=125.0m ³	平成 6 年度
	第 4 水源	取水施設	湧水	Q=530.0m ³ /日	平成 3 年度
	第 8 水源	取水施設	深層地下水	Q=160.0m ³ /日	昭和 53 年度
	佐賀瀬川配水池内	浄水施設	紫外線処理		平成 24 年度
	佐賀瀬川配水池	配水施設	広域受水・配水	V=860.0m ³	平成 20 年度
	入田沢ポンプ場	配水施設	送水ポンプ	V=4.0m ³	平成 2 年度
	入田沢調整池	配水施設	配水	V=56.4m ³	平成 2 年度
関山	栃沢第 2 水源	取水施設	深層地下水	Q=67.0m ³ /日	平成 26 年度
	栃沢第 1 水源	浄水施設 (予備)	表流水 (緩速ろ過)	処理能力 91.86 m ³ /日	昭和 56 年度
	第 1 配水池	配水施設	配水	V=45.0m ³	昭和 56 年度
	第 2 配水池	配水施設	配水	V=92.3m ³	昭和 57 年度

水道施設の災害対策について、東日本大震災、熊本地震、能登半島地震等、数々の地震災害の経験から、その重要性は十分に認識されています。

施設における耐震性については、浄水施設の耐震化率は 19.4%、配水池の耐震化率は 83.6%と配水池の耐震性は確保できている状況です。

耐震管路の延長は約 13km、総延長の約 6.3%となっています。（表 3-6）

表 3-6 施設・管路の耐震化に関する業務指標（PI）

項目	PI値			実績値
	R2	R3	R4	R5
浄水施設の耐震化率（%）	-	-	-	19.4
配水池の耐震化率（%）	-	-	-	83.6
基幹管路の耐震化率（%）	5.4	5.8	6.3	-

※実績値は「会津美里町上下水道耐震化計画」より抜粋

本町では、管路の耐震化率向上のため、令和 7 年に「会津美里町上下水道耐震化計画」を策定しました。耐震対策が必要な避難所等に接続する耐震性のない石綿セメント管の更新を重点的に実施する方針です。（図 3-5）

浄水施設・管路の耐震化率が低いため、耐震化事業を着実に実施していき、耐震化を進めていく必要があります。

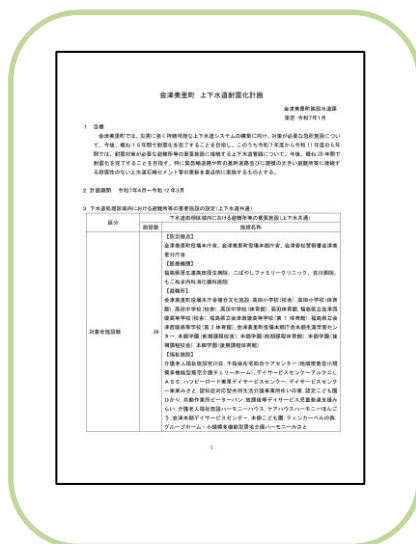


図 3-5 上下水道耐震化計画



2 応急給水

被災時において飲料水を確保することは極めて重要ですが、大規模災害が発生した場合は、水道施設、家庭・事務所などが被災することにより、断水するおそれがあります。

配水池の貯留能力は 1.6 日分以上確保しており、災害時の飲料水を貯留するための緊急遮断弁も設置されています。（表 3-7）

被災時の飲料水の確保及び応急給水体制は「地域防災計画」や「応急給水マニュアル」で策定されています。広域整備組合、会津若松市、会津坂下町との相互応援体制を整備しており、応急対策の諸活動を迅速に行える体制を整備しています。（図 3-6、表 3-8）

表 3-7 応急給水に関する業務指標（PI）

項目	PI値		
	R2	R3	R4
配水池貯留能力（日）	1.6	1.6	1.6
給水拠点密度（箇所/100km ² ）	17.1	17.1	17.1
給水車保有密度（台数/千人）	0.0	0.0	0.0
車載用の給水タンク保有度（m ³ /千人）	0.18	0.19	0.19

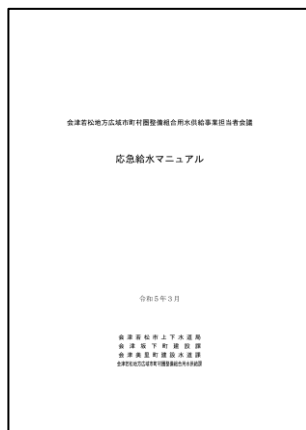


表 3-8 本町の応急給水体制

項目	概要
応急給水の実施	- 給水班（上水道班）を組織し応急給水を実施する。 - 確保した飲料水その他、非常用飲料水貯水槽、井戸水等を活用して応急給水を実施する。
応急給水資機材の備蓄状況	- 給水タンク3基(1000ℓ) - 給水袋(0.6ℓ、3,200袋)

図 3-6 応急給水マニュアル

※会津美里町地域防災計画、応急給水マニュアルより

東日本大震災や能登半島地震を教訓として、災害時にも水の供給を可能にするために、耐震化事業と応急給水への継続的な取組が必要です。

災害時に備蓄している応急給水用資機材を効果的に活用するため、住民や関連機関との訓練などを継続的に実施していく必要があります。

3 施設・管路の老朽化

(1) 施設

本町における主要水道施設の竣工年度及び経過年数を表に示します。

土木構造物の法定耐用年数を 60 年とした場合、法定耐用年数を超過している施設はありません。（表 3-9）

機械・電気・計装設備に関しては、法定耐用年数を超過している割合が 79.1%と、多くの設備が法定耐用年数を超過しているため、適切に更新及び補修を行っていく必要があります。（表 3-10）

表 3-9 主要水道施設の経過年数

地区	施設名	施設区分	竣工年度	経過年数
本郷	本郷浄水場	浄水施設	昭和53（1978）年	47年
		配水施設	昭和51（1976）年	49年
高田	虫掛配水池	配水施設	平成元（1988）年	37年
新鶴	佐賀瀬川配水池	浄水施設	平成24（2012）年	13年
		配水施設	平成20（2008）年	17年
関山	栃沢浄水場	浄水施設	昭和56（1981）年	44年
		配水施設	昭和56（1981）年	44年

表 3-10 施設の老朽化に関する業務指標（PI）

項目	PI値		
	R2	R3	R4
法定耐用年数超過浄水施設率（％）	0.0	0.0	0.0
法定耐用年数超過設備率（％）	79.1	79.1	79.1



虫掛配水池(高田地域)



第5配水池(本郷地域)

(2) 管路

法定耐用年数超過管路率は総延長の約 0.18%となっており、老朽化は進行しております。（表 3-1 1）

有収率が低く、令和 2 年度までは 80%以上でしたが、令和 3 年度以降は有収率が減少傾向を示しています。これは管路からの漏水が主な原因と考えられます。

表 3-1 1 管路の老朽化に関する業務指標

項目	PI値		
	R2	R3	R4
法定耐用年数超過管路率（%）	0.17	0.18	0.18
管路の更新率（%）	0.20	0.45	0.50
有収率（%）	80.5	76.0	72.0
漏水率（%）	18.6	23.3	27.5

本町は有収率の向上、漏水調査の効率化を図るため、令和 5 年度から衛星の画像解析技術を活用した管路診断を実施しており、積極的に AI、IoT 技術やビックデータといったデジタル技術である水道 DX(デジタル・トランスフォーメーション)技術を業務に活用して、業務の効率化を図る取組を実施していきます。（図 3-7）

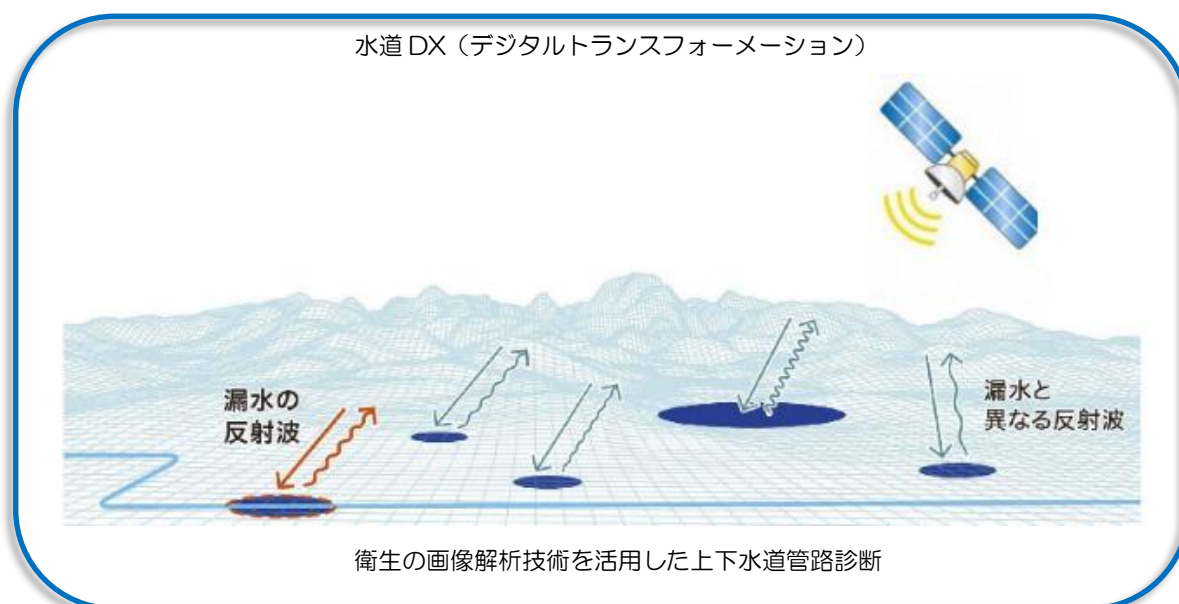


図 3-7 管路更新及び有収率向上の取組

※国土交通省 HP DX 活用の推進より

4 財政状況

(1) 水道料金

本町の水道料金は、平成 29 年 5 月より用途別の料金体系※から口径別の料金体系※へ改定を行いました。（表 3-1 2）

表 3-1 2 会津美里町の水道料金体系

メーター口径	基本水量 (m ³)	基本料金 (円)	超過料金
13mm	10 m ³	2,280	使用水量 11m ³ から 40m ³ まで 1m ³ につき 210 円 41m ³ 以上 1m ³ につき 230 円
20mm		2,520	
25mm		3,440	
30mm		4,880	
40mm		9,200	
50mm		15,200	
75mm		36,800	
100mm		54,320	

※上記の料金は税抜であり、消費税相当額は別途加算される。

本町の 10m³あたりの水道料金は 2,508 円（令和 4 年度水道統計 家庭用料金/月 基本料金(円)より）となっており、県内平均よりもやや高価な料金となっています。（図 3-8）

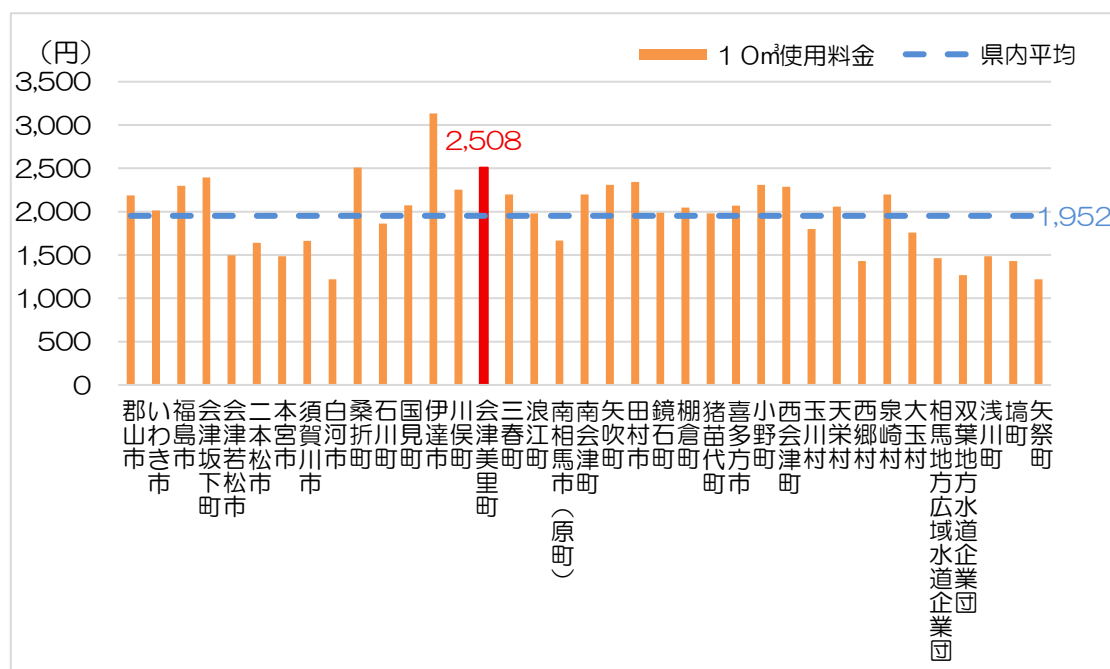


図 3-8 会津美里町の水道料金（10m³使用料金）

※福島県の水道 水道料金より

(2) 財務状況

会津美里町の水道事業^{*}は、公営企業法の適用を受け会津美里町水道事業会計により、管理運営されています。

収益的収支は、現在は黒字を維持しており、令和5年度の料金回収率は107.3%と良好な経営状況にあります。（表3-13、表3-14）

将来は有収水量の減少に伴い収益的収支は赤字に転じ、損益が悪化すると予測されます。

給水原価の内訳は図に示すように減価償却費が40.82%、受水費が27.3%と大きな割合を占めています。次いで、維持管理業務委託等の費用である委託料が10.1%を占めています。固定費の高さが特徴的で、この状況は、設備投資や外部水源(整備組合)への依存が大きいことを示しています。（図3-9）

内部留保金は現在約1.7億円と営業収益の約4割分を維持し、健全な財務状況といえますが、将来は内部留保が大きく減少し、事業資金の不足が予測されます。

水道施設や配水管の更新など、水道事業を運営していくために必要となる資金のほとんどは、水道料金の収入により賄われています。将来の料金収入の動向を予測し、資金を確保しなければなりません。確保できない場合、水道事業の運営が困難となり、水道利用者への給水が困難となることから、必要に応じて、水道料金の見直しを行う必要もあります。

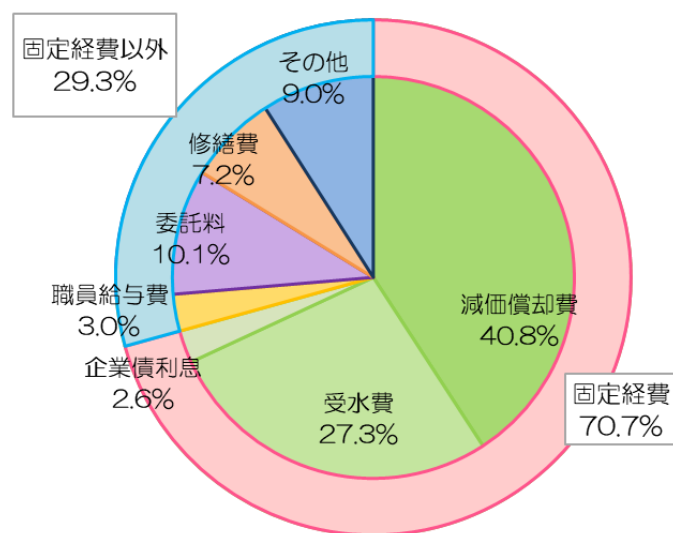


図 3-9 令和5年度の給水原価の内訳

表 3-1 3 近年の決算状況

項目		年 度	決算 平成26年度	決算 平成27年度	決算 令和1年度	決算 令和2年度	決算 令和3年度	決算 令和4年度	決算 令和5年度	
収益的収支	収入	営業収益	給水収益	351,598,090	349,146,166	385,733,080	341,570,870	347,257,100	338,401,220	371,578,500
			受託工事収益	0	0	0	0	0	0	1,849,000
			その他の営業収益	5,781,400	5,183,250	3,839,355	3,505,200	4,514,820	3,063,000	2,973,000
		小 計	357,379,490	354,329,416	389,572,435	345,076,070	351,771,920	341,464,220	376,400,500	
	営業外収益	受取利息及び配当金	44,803	35,649	3,004	4,055	6,392	7,500	10,514	
		雑収益	183,869	43,047	194,485	180,692	5,534,619	156,621	1,151,088	
		他会計補助金	19,667,647	36,813,942	17,582,334	64,610,194	56,998,016	53,640,354	9,981,495	
		補助金	0	0	0	0	0	0	9,548,000	
		長期前受金戻入	55,295,183	44,993,603	43,160,296	41,266,332	40,771,051	41,127,548	41,778,557	
		引当金戻入益	0	705,086	503,944	196,019	456,220	78,987	56,480	
		小 計	75,191,502	82,591,327	61,444,063	106,257,292	103,766,298	95,011,010	62,526,134	
	特別利益	固定資産売却益	0	0	0	7,999	0	0	0	
		過年度損益修正益	0	19,253,744	25,680	0	0	0	0	
		小 計	0	19,253,744	25,680	7,999	0	0	0	
	収入 計（税抜）①		432,570,992	456,174,487	451,042,178	451,341,361	455,538,218	436,475,230	438,926,634	
	支出	営業費用	原水及び浄水費	145,938,732	145,899,174	115,048,864	115,739,892	114,501,093	115,805,042	115,997,905
			配水及び給水費	70,652,622	61,948,526	70,083,635	61,108,712	60,144,562	66,989,744	73,452,586
			受託工事費	0	0	0	0	0	0	1,849,000
			総係費	12,304,779	22,488,016	20,631,229	25,288,847	24,915,298	26,309,927	26,113,997
			減価償却費	184,071,031	159,531,859	155,747,570	153,692,946	154,810,298	156,646,646	159,218,153
			資産消耗費	1,392,796	9,989	62,798	727,094	5,403,370	687,450	1,288,886
			その他の営業費用	12,646	10,100	25,760	40,380	136,566	540,470	183,690
			小 計	414,372,606	389,887,664	361,599,856	356,597,871	359,911,187	366,979,279	378,104,217
		営業外費用	支払利息及び企業債取扱諸費	38,673,067	35,134,190	18,549,477	15,849,056	13,523,530	11,535,083	10,189,979
			消費税及び地方消費税	0	0	0	0	0	0	0
			雑支出	0	287,172	1,731	5,440,572	5,362,770	4,640,740	1,667,614
小 計			38,673,067	35,421,362	18,551,208	21,289,628	18,886,300	16,175,823	11,857,593	
特別損失		過年度損益修正損	25,094	5,908,174	4,433,157	0	0	0	0	
		その他特別損失	2,466,000	0	0	0	0	0	0	
		小 計	2,491,094	5,908,174	4,433,157	0	0	0	0	
支 出 計（税抜）②		455,536,767	431,217,200	384,584,221	377,887,499	378,797,487	383,155,102	389,961,810		
損 益 ③＝①－②		▲ 22,965,775	24,957,287	66,457,957	73,453,862	76,740,731	53,320,128	48,964,824		
資本的収支	収入	企業債	企業債	45,100,000	25,600,000	21,000,000	37,100,000	54,100,000	55,900,000	59,500,000
		出資金	出資金	71,045,235	61,180,370	52,631,611	49,027,796	37,970,707	25,138,699	14,883,163
		補助金	国庫補助金	21,685,000	2,197,000	0	0	0	0	0
			他会計補助金	0	0	0	16,000,000	16,000,000	16,000,000	13,000,000
			小 計	21,685,000	2,197,000	0	16,000,000	16,000,000	16,000,000	13,000,000
		工事負担金	工事負担金	0	0	9,002,080	8,368,330	11,625,548	7,215,984	8,796,679
		補償金	補償金	1,896,480	0	6,983,000	0	0	0	62,857,683
	収入 計（税抜）④		139,726,715	88,977,370	89,616,691	110,496,126	119,696,255	104,254,683	159,037,525	
	支出	建設改良費	建設改良費	100,049,458	39,347,734	61,790,568	104,783,138	112,558,949	133,651,858	213,438,581
		企業債償還金	企業債償還金	187,145,120	172,498,635	143,856,741	128,134,134	106,508,885	85,648,468	71,917,570
		補助金等返還金	他会計補助金等返還金	0	0	0	1,430,080	0	0	0
		支 出 計（税抜）⑤	287,194,578	211,846,369	205,647,309	234,347,352	219,067,834	219,300,326	285,356,151	
	収 入 不 足 額 ⑥＝④－⑤		▲ 147,467,863	▲ 122,868,999	▲ 116,030,618	▲ 123,851,225	▲ 99,371,579	▲ 115,045,643	▲ 126,318,626	
	内部留保資金残高		107,202,869	139,505,532	179,108,029	186,607,570	196,183,348	169,526,676	173,344,306	
当年度企業債残高		▲ 187,145,120	▲ 172,498,635	▲ 143,856,741	▲ 128,134,134	▲ 106,508,885	▲ 85,648,468	▲ 71,917,570		

表 3-1 4 財務状況に関する業務指標（PI）

項目	PI値			
	R2	R3	R4	R5
経常収支比率（％）	119.4	120.3	113.9	112.6
料金回収率（％）	101.5	102.7	98.9	107.3
供給単価（円/m ³ ）	216.3	226.8	226.4	254.6
給水原価（円/m ³ ）	213.2	220.8	228.8	237.3

5 水道事業経営と維持管理の現状

(1) 事業運営体制

現在、会津美里町で水道事業に従事する職員数は5名と最小限になっており、職員の平均勤続年数は4年以下と、経験豊富な職員が少ない状況にあります。（表 3-15）

今後、有収水量は減少する見込みであるため、職員一人当たりの給水収益は減少すると推測できます。

将来に向けて施設などの更新事業が本格化することが想定される中、事業の実施の担い手となる職員数の確保と技術の継承が重要となります。

表 3-15 本町水道事業の職員構成

	職員数 (人)	平均年齢 (歳)	平均勤続年数 (年)
事務職員	3	40	4
技術職員	2		
検針員			
集金員			
技能他			
会計年度任用			
臨時			
嘱託			
計	5		

※令和4年度福島県の水道 職員数及び組織より

表 3-16 職員一人あたりの稼働状況に関する業務指標（PI）

項目	PI値		
	R2	R3	R4
職員一人当たり給水収益（千円/人）	341,571	347,257	338,401
職員一人あたり有収水量（千m ³ ）	1,579	1,531	1,495

(2) 外部委託

水道事業の効率的な経営を目指し、コスト縮減を図るため、検針業務や維持管理業務等を外部委託しています。

各施設に常駐している職員はおらず、緊急時は水道事業担当者で対応している状況となっています。民間業者に委託を行っていますが、年間を通じて24時間給水を行う水道の維持管理体制としては、依然厳しい体制となっています。

今後は、総務系業務及び維持管理業務の包括的な委託を検討し、水道事業の更なるサービスの向上を目指します。

(3) 会津圏域水道広域化

福島県は、令和4年度に「福島県水道広域化推進プラン」を策定し、本町は会津圏域の4事業体(会津美里町、会津若松市、会津坂下町及び会津若松地方広域市町村圏整備組合)でソフト連携を中心に広域化に向けた検討を行っています。

この4事業体による広域化の検討は、平成30年の水道法の改正を機に用水供給事業体と3受水事業体の技術担当者が中心となり「水道用水供給事業担当者会議」を立ち上げ、令和3年度には「水道技術連携交流事業」を立ち上げ、令和4年度に「水道事業の技術的な連携に関する基本協定書」を4事業体で締結し、水道DX等のソフト面から広域連携に向けた取組・検討を行っています。

表 3-17 本町の広域化の取組

水道技術交流事業	概 要
技術交流	・水道施設・工事の見学や構成団体が実施する研修等への参加を通じた水道技術情報の共有化 ・工事監督の広域連携方法の検討 ・水道事業の技術的な連携に関する基本協定書の締結(R5.2.20) ・4事業体による衛生の画像解析技術を活用した管路診断業務の共同発注(R5) ・3事業体による水道台帳システム構築業務の共同発注(R7) ・2事業体によるAIによる管路劣化度診断業務の共同発注(R8)
応急給水モデル事業検討	・広域大規模災害を除く漏水等による大規模断水を想定した「応急給水マニュアル」を令和5年3月に策定 ・馬越浄水場系列における緊急時連絡体制の整備
水道情報共有化	・各構成団体の水道台帳の整備状況や資機材の保管・在庫情報の共有 ・水道技術連携を行うための情報共有を行う方法の研究

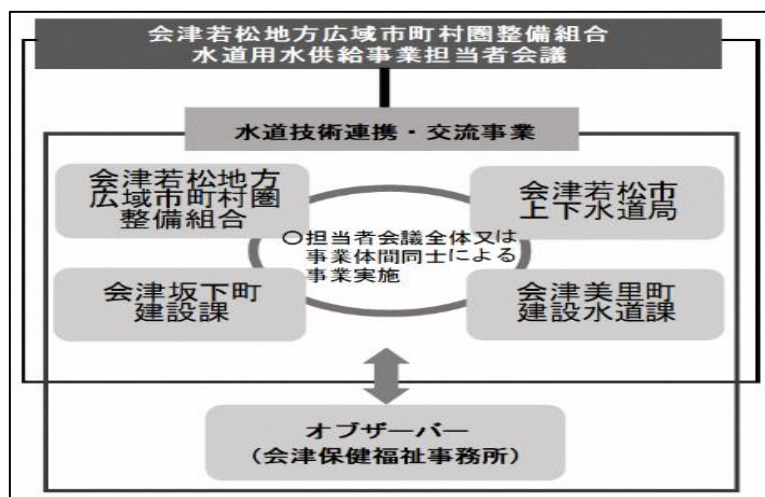


図 3-10 会津圏域モデル

§ 3 前ビジョンのフォローアップ

(1) 評価方法

本町では、安心して安全な水道水の供給と事業の安定的な経営をしていくため、平成30年度～令和9年度までの10年間の中期的な事業目標や実現方策の定めた水道ビジョンを平成30年度に策定し、ビジョンに基づく各施策に着手しています。

今回は水道ビジョン改定に当たり、前ビジョンにおいて設定された「安全」、「強靱」、「持続」の3つの施策目標について、令和7年度までの取組状況、今後の方向性を考慮し、適切な事業実施に向けた課題を抽出します。

前回ビジョンの施策の進捗状況は下記のように評価します。(図 3-1 1)

評価基準

完了：令和6年度までに完了した施策

継続：計画通りに施策を進めることが適当

未着手：事業の進め方の改善の検討

方策/年度	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	完了	継続	未着手
1-① 配水管網の更新・耐震化	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	○		
1-② 緊急給水体制の確立	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	○		
1-③ 水道施設や管路の長寿命化	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	○		
2-① 水安全計画の策定	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	○		
3-① 中央監視設備の更新・強化	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	○		
3-② 人材の育成	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	○		
3-③ 維持管理委託の導入の検討	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	○		
3-④ 窓口・検針業務の包括委託	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	○		
3-⑤ 会津若松地方市町村圏整備組合との連携強化と広域化への取り組み	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	○		
4-① 事業財源の確保	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	○		
4-② 適切な水道料金の設定と有収率の向上	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	○		
4-③ ダウンサイジングと事業費の削減	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	○		
5-① 水道事業の広報活動	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	○		
5-② 緊急時に向けた準備	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	○		

→ : 準備検討期間 → : 開始時期 → : 継続的取組

図 3-1 1 前回ビジョンの施策の進捗状況

(2) 全方策の評価

前回水道ビジョンの施策の概要と進行状況を以下に示します。

方策	これまでの取組の評価	
目標 1 災害に強い水道施設の確立	概要と進行状況	評価
1-① 配水管網の更新・耐震化	【概要】 本町の水道施設は、建設年度も古く耐震性も不明確なものが多くあり、石綿セメント管が残存していることや国交省からの事務連絡などを踏まえ、「上下水道管の耐震化計画」を策定する。 【進行状況】 令和7年度に「会津美里町上下水道耐震化計画」を策定し、更新事業に取り組んでいる。	継続
1-② 緊急給水体制の確立	【概要】 緊急事態時の給水体制を確立するために、「地域防災計画」や「水安全計画」を策定する。 近隣市町村との連携を図り、非常時にも安定して給水が可能な体制を整備する。 【進行状況】 令和5年度に「水安全計画」を策定した。さらには、広域連携の中で、「応急給水マニュアル」を策定しており、非常時にも安定した給水が可能な体制が確立されている。今後も取組を継続し、より安全で強靱な供給体制を整備していく。	継続
1-③ 水道施設や管路の長寿命化	【概要】 財政収支の見通しを正しく把握するためにアセットマネジメント計画を策定する。 【進行状況】 平成30年度にアセットマネジメント計画を策定し、計画的な施設更新を行っている。	継続

方策	これまでの取組の評価	
目標2 水質基準に適合した安心・安定した水道水の供給	進捗状況と効果の概要	評価
2-① 水安全計画の策定	【概要】 災害時や水質汚染事故に迅速に対応できるように、「水安全計画」を策定する。 【進行状況】 令和5年度に「水安全計画」を策定した。	完了

方策	これまでの取組の評価	
目標3 維持管理体制と施設の強化	概要と進行状況	評価
3-① 中央監視設備*の更新・強化	【概要】 中央監視設備の更新時期を明確にし、維持管理の充実に向けて機能の強化を図る。 【進行状況】 現在、中央監視設備で継続的に施設の状況を監視している。今後も、適切な更新を行っていく。	継続
3-② 人材の育成	【概要】 水道事業や水道技術に精通した職員の育成を行う。 【進行状況】 今後も取組を継続していく。	継続
3-③ 維持管理委託の導入の検討	【概要】 維持管理委託の導入検討を行う。 【進行状況】 現在は、維持管理業務の一部を民間に委託している。今後も、費用対効果等を考慮し、民間への包括的な維持管理委託（第三者委託、PPP/PFI等）の導入について検討を進めていく。	継続

方策	これまでの取組の評価	
目標3 維持管理体制と施設の強化	概要と進行状況	評価
3-④ 窓口・検針業務の包括委託	【概要】 検針業務は民間事業者等に委託している。 【進行状況】 取組を継続し、窓口業務を含めた包括的な民間事業者への委託を検討していく。	継続
3-⑤ 会津若松市町村圏整備組合との連携強化と広域化への取組	【概要】 会津若松地方広域市町村整備組合に参加する近隣の水道事業体との広域化に積極的に取り組んでいく。 【進行状況】 会津圏域4事業体（会津美里町・会津若松市・会津坂下町・会津若松地方広域市町村整備組合）で、令和5年に「水道事業の技術な連携に関する基本協定書」を締結した。水道施設の更新事業や維持管理業務などの事業実施に関する技術的連携や、緊急時における連携などを想定している。 また、水道DX（デジタル・トランス・フォーメーション）に係る事業の共同発注を行うなど、4事業体による強靱、かつ、持続可能な水道基盤の生成を行っている。	継続



方策	これまでの取組の評価	
目標 4 健全な経営基盤の確立	概要と進行状況	評価
4-① 事業財源の確保	【概要】 アセットマネジメントによる財政収支の見直しとともに、国の補助金を活用し、財源の確保に努めていく。 【進行状況】 アセットマネジメントの財政収支の見通しを基に、適切に事業運営を行っており、現在は黒字である。 今後も継続して、健全な水道事業の運営を行っていく。	継続
4-② 適切な水道料金の設定と有収率の向上	【概要】 収支予測から算出した適切な水道料金の見直しを行う。さらに、漏水調査や管路更新により、有収率の向上を図り、費用の回収率を高める。 【進行状況】 水道料金は、今後の水需要や収支の見通しを踏まえ適正な水道料金の設定を行う。 漏水調査については、人工衛星を活用した漏水調査を行うことで、路面音聴調査の効率化・発見率の向上を図り、早期修繕を行い、同時に老朽管路の更新を進めている。	継続
4-③ ダウンサイジングと事業費の削減	【概要】 水道施設や配水管などの更新にあたり、将来の水需要を考慮した適正な規模にダウンサイジングを行う必要がある。 【進行状況】 今後の水需要の動向を踏まえ、ダウンサイジングできる施設・管口径の縮小等の検討を進めていく。	継続

方策	これまでの取組の評価	
目標5 安心できる水道サービスの提供	概要と進行状況	評価
5-① 水道事業の広報活動	【概要】 水道水の水質や工事予定などをホームページや広報紙などを通じて発信していく。 【進行状況】 現在も、水質試験結果や工事情報をホームページにて公開している。今後も町民の方々が安心して水道サービスを利用できるよう取組を継続していく。	継続
5-② 緊急時に向けた準備	【概要】 地域防災計画と整合を図りながら、災害時に給水拠点や仮設給水の設備などの機能を瞬時に生かせるよう、情報を発信していく。 【進行状況】 地域防災計画にて、応急給水の体制は示されている。 応急給水マニュアルも策定済みであり、会津圏域内での相互連携の体制は確立できている。	継続



§ 4 課題の抽出

3章で整理した内容を踏まえ、課題を抽出します。

表 3-18 導出した課題

施策体系と評価項目		課題
施設・管路	(1) 施設・管路の耐震化	・ 浄水施設及び管路の耐震化率が低い
	(2) 老朽施設・管路の計画的な更新	・ 共用開始してから年数を経過している施設が多く残されている ・ 現在停止中の施設が存在している ・ 老朽管や石綿セメント管が多く残されている
組織体制	(1) 維持管理技術の継承	・ 水道事業の経験を積んだ職員や専門知識を持った職員が不足している
	(2) 管理体制の整備	・ 危機管理マニュアルが未策定
広域連携	(1) DX 推進事業の取組	・ 効率的な漏水調査及び管路診断の実施
	(2) 応急給水・応急復旧体制の確立	・ 災害時に対応可能な職員の不足 ・ 本町の水道施設に応急給水施設がない
環境	(1) 再生可能エネルギーの導入	・ 省エネ設備の導入の検討
経営	(1) 経営状況の健全化	・ 水需要低下に伴う水道料金収入の減少 ・ 漏水による料金回収率の低下



第4章 地域の水道の理想像と目標設定

§ 1 理想像

会津美里町の上位計画である「会津美里町第4次総合計画」では、会津美里町の将来像として以下の言葉と副題を掲げています。

もっとつながる ほっと安らぐ ずっと住みたい 美しきふる里 会津美里町
～地域のサステナビリティと住民のウェルビーイングで10年後「選ばれる町」へ～

また、私たちにとって望ましい水道とは、時代や環境の変化に的確に対応しつつ、水道基準に適合した水が、必要な量、いつでも、どこでも、誰でも、合理的な対価をもって、持続的に受け取ることが可能な水道といえます。

このため、会津美里町水道事業ビジョンにおいて目指すべき将来像を次のとおり設定します。



§ 2 目標の設定

先の目指すべき将来像を受けて、また、会津美里町の水道の課題を踏まえつつ、平成 25 年度に厚生労働省が策定した「新水道ビジョン※」における「安全」、「強靱」、「持続」の観点から具体的な目標を定めます。

表 5-1 施策体系

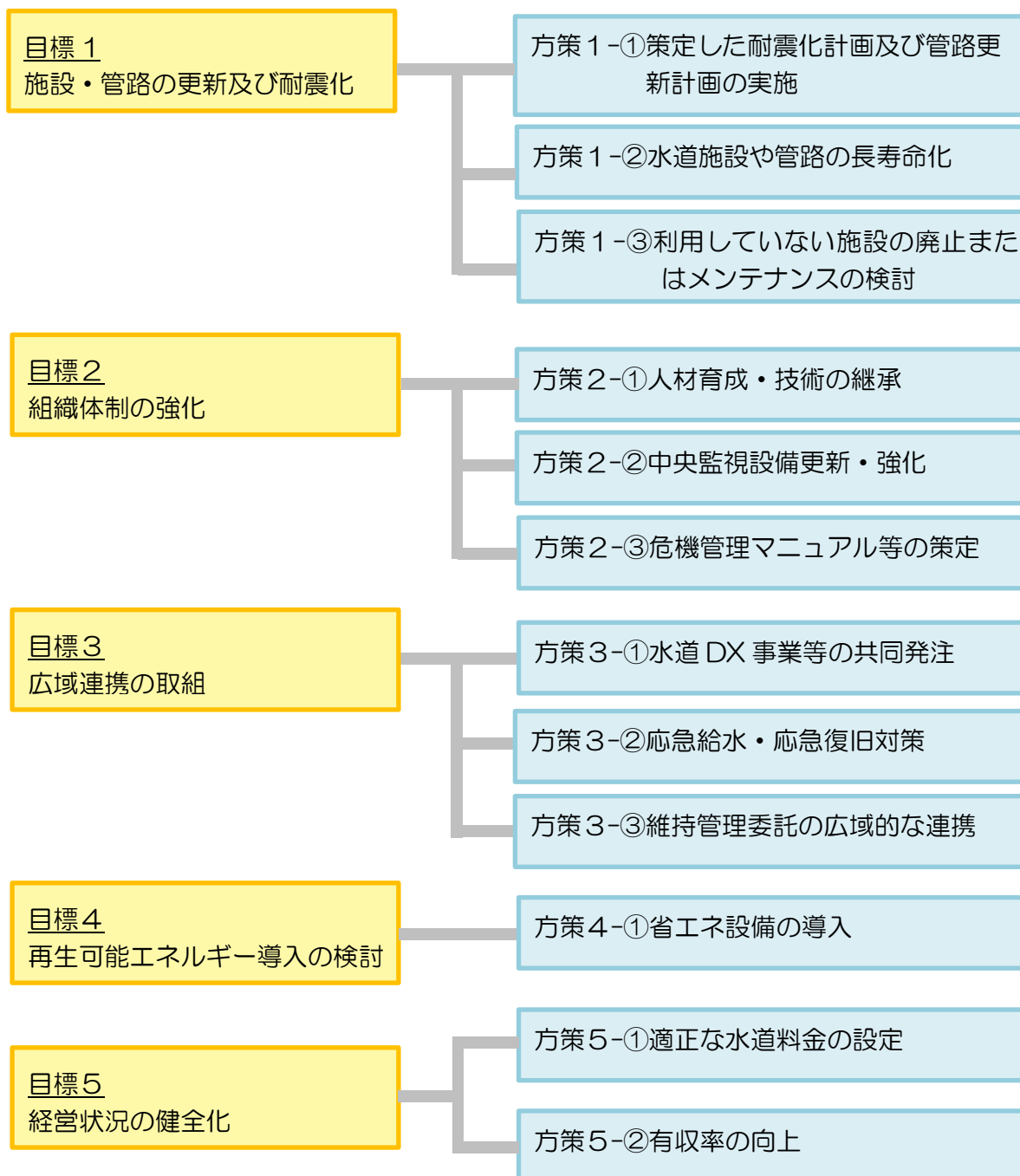
理想像	会津美里町の課題	会津美里町の目標
安全 強靱	1 老朽化した施設や管路の更新、耐震化の実施	目標 1 施設・管路の更新及び耐震化
安全 持続	2 維持管理技術の継承	目標 2 組織体制の強化
持続 強靱	3 危機管理体制の整備	目標 3 広域連携の取組
持続	4 省エネ設備の導入	目標 4 再生可能エネルギーの導入
持続	5 水需要低下に伴う水道料金収入の減少	目標 5 経営状況の健全化



第5章 推進する実現方策

§ 1 方策の体系

表 5-1 より 5 つの目標を達成していくための方策を下記のとおり設定します。



§ 2 方策の具体的内容

目標1 施設・管路の更新及び耐震化

方策 1-① 策定した耐震化計画及び管路更新計画の実施

会津美里町の水道管路は、耐震性が低いとされる硬質塩化ビニル管が大部分を占めており、老朽管とされる石綿セメント管が残存しています。また浄水施設の耐震化率が低いほか、配水池も耐震診断を実施していないため、正確な耐震性は不明です。

アセットマネジメント計画で設定した更新基準に基づき、更新時期を設定し、計画的な更新を推進します。

令和6年度に策定した「会津美里町上下水道耐震化計画」を基に、避難所等の重要施設に接続する耐震化されていない上下水道管路について、今後概ね20年間で耐震化を完了することを目指します。

方策 1-② 水道施設や管路の長寿命化

水道施設および管路の長寿命化は、持続可能な水道サービスの提供に必要不可欠です。

現状、法定耐用年数を超過している施設や管路は少ないですが、漏水率が高いなど、早急に改善すべき課題もあります。

定期的に必要な修繕や維持管理を行い、適切に、施設の長寿命化を目指します。

方策 1-③ 利用していない施設の廃止またはメンテナンスの検討

人口減少や水需要の変化に伴い、将来的な需要を総合的に評価し、施設を廃止するか、現状維持または予備として活用していくかを検討します。老朽化等による施設更新に係る財政負担の抑制を図り、適切な施設規模での水道事業の運営を目指します。

予備施設として活用する方針となった際は、災害時や緊急時のバックアップ機能を確保するために定期的にメンテナンスを実施していきます。



栃沢第2水源（関山地区）



第4水源兼ポンプ場（新鶴地域）

目標2 組織体制の強化

方策2-① 人材育成・技術の継承

施設の老朽化や災害リスクの増大に対応するため、職員数の確保と技術の継承が重要です。

業務内容のマニュアル化と OJT※の強化により、次世代へ技術を引き継ぎ、安定した水道サービスを提供していきます。

方策2-② 中央監視設備更新・強化

現状、水道施設中央監視システムで常時遠隔監視を実施しており、効率的に監視・制御を行っています。

今後も、安定した水道サービスの提供を行っていくため、適切に中央監視設備の強化を行うことで、より効率的で安心な水の提供を行います。

方策2-③ 危機管理マニュアル等の策定

水道事業において災害リスクへの対応が定められていない状況は大きな課題です。

緊急時の対応が個人の経験や判断に依存している場合、迅速かつ適切な対応ができず、長期的な断水等に繋がる懸念があります。

このような状況を未然に防ぐため、危機管理マニュアルを策定し、全職員が統一された手順で行動できる体制を構築していきます。



漏水補修時の様子

目標3 広域連携の取組

方策3-① 水道DX事業等の共同発注

施設の老朽化や管理に精通した熟練職員の減少などが、急速に進む中、将来にわたり水道サービスを提供し続けるためには、デジタル技術を活用し、メンテナンスを高度化・効率化させる上水道DXの推進が重要となります。

本町は、広域連携による水道DX事業の共同発注として、「衛星の画像解析技術を活用した管路診断業務」や「水道施設台帳システム構築業務」、「AIによる管路劣化度診断業務」などを実施しており、今後も水道DX事業等による効果的・効率的な事業運営を目指します。

方策3-② 応急給水・応急復旧対策

本町は、応急給水用施設を保有しておらず、大規模災害や、断水時における応急給水・応急復旧体制に懸念があります。

会津圏域の広域連携の取組として、緊急時の応急給水・応急復旧に対応するため「応急給水マニュアル」を策定しました。

今後も、広域連携を通じた強靱な相互協力体制の整備を推進していきます。

方策3-③ 維持管理委託の広域的な連携

本町は、全国の水道事業者が抱える共通課題「人口減少」「施設の老朽化」「技術者不足」に対し、W-PPP(ウォーターPPP)^{*}や広域連携による施設維持管理業務の今後のあり方について検討を進めていきます。

目標4 再生可能エネルギー導入の検討

方策4-① 省エネ設備の導入

本町は、2050年までに二酸化炭素などの温室効果ガス排出量を実質ゼロにする「ゼロカーボンシティ」の実現を目指すことを表明しました。高効率のポンプ等の省エネ設備の導入を検討し、ゼロカーボンシティへの実現に向けて施設整備を検討していきます。

目標5 経営状況の健全化**方策5-① 適正な水道料金の設定**

今後、水需要の減少に伴う給水収益の減少が予測される中で、水道施設の耐震化・更新に取り組むために、財政の健全性を維持していくことが重要です。

事業財源の確保のため、アセットマネジメント計画及び経営戦略に基づき、事業計画と中長期的財政計画を踏まえ、適正な水道料金の設定を検討します。

財政の健全性を確保し、安全で安心な水道サービスを提供するとともに、持続可能な運営を目指します。

方策5-② 有収率の向上

水道施設の健全性を保つためには、安定した財源の確保が必要不可欠です。漏水を防ぐことは有収水量を増加させ、安定した収益を確保することに直結します。

水道 DX を活用し、効率的に有収率の向上を目指します。



中冑調整池（高田地域）



穂馬加圧ポンプ場（本郷地域）



§ 3 事業の工程

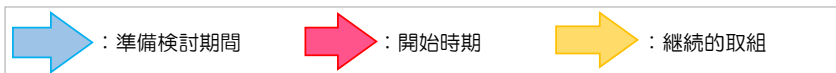
取り組むべき方策の工程を表 5-1 のとおり設定します。

表 5-1 に示す事業内容を令和9年度～令和18年度まで確実かつ円滑に実施するため、PDCA サイクルに基づいた的確な事業実施を図ります。また、5年後の令和13年度を目途にフォローアップを行い、社会環境の変化やユーザーニーズへの対応を図ります。

表 5-1 事業スケジュール表

方策/年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度	令和15年度	令和16年度	令和17年度	令和18年度
1-① 策定した耐震化計画及び 管路更新計画の実施										
1-② 水道施設や管路の長寿命化										
1-③ 利用していない施設の廃止 またはメンテナンス検討										
2-① 人材育成・技術の継承										
2-② 中央監視設備の更新・強化										
2-③ 危機管理マニュアル等の策定										
3-① 水道DX事業等の共同発注										
3-② 応急給水・応急復旧対策										
3-③ 維持管理委託の広域的な連携										
4-① 省エネ設備の導入										
5-① 適正な水道料金の設定										
5-② 有収率の向上										

フォローアップ



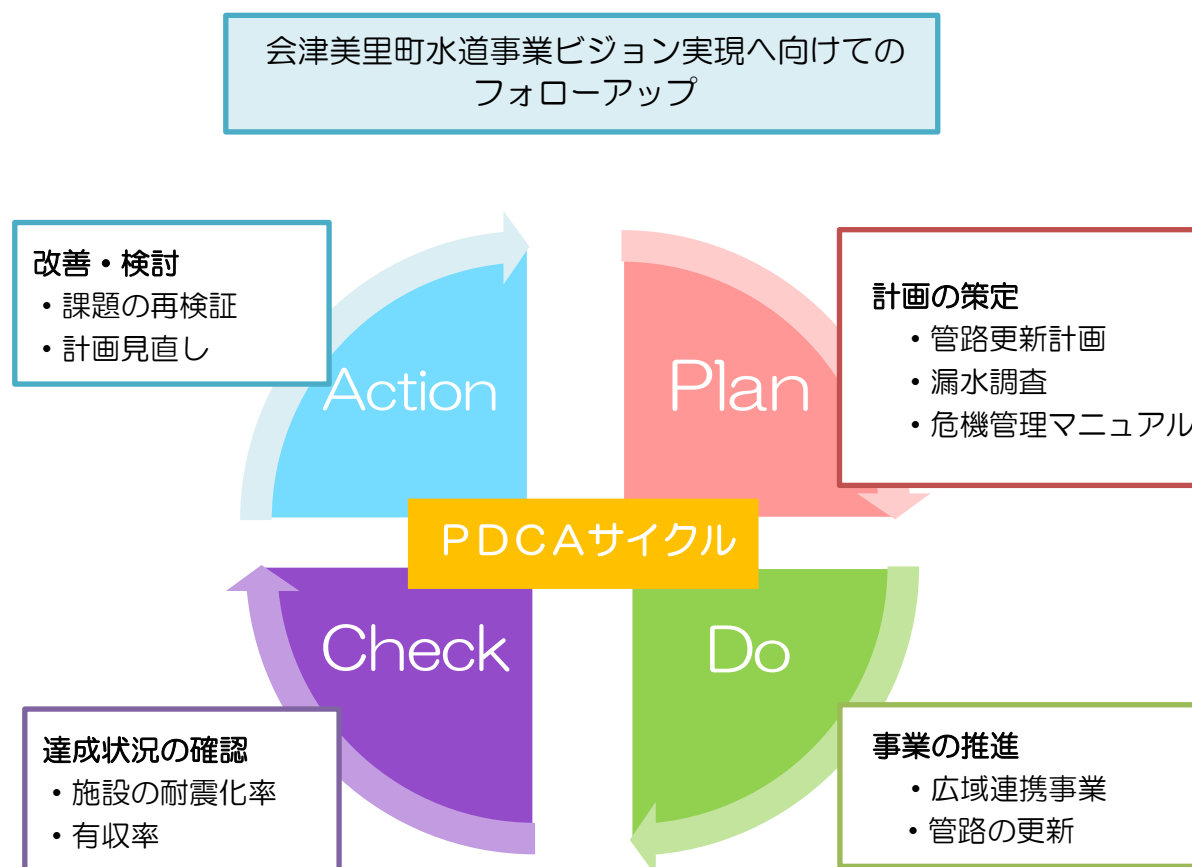
第6章 フォローアップ

「会津美里町水道事業ビジョン」で定めた施策目標実現のためには、達成状況を定期的に把握することが必要です。

施策を確実かつ円滑に実施していくため、「計画（P）」・「実施（D）」・「評価（C）」・「改善（A）」サイクル（PDCA）サイクルを継続していきます。

会津美里町水道事業ビジョンは、令和9年度から令和18年度までの10年間を計画期間としていますが、概ね5年後の令和13年度にフォローアップを行い、事業の進捗や目標達成状況、社会的ニーズによって、フィードバックやレベルアップを図ります。

フォローアップの結果を反映し、必要に応じてビジョンの見直しを行い、ホームページ等により町民の方々へ公表していきます。



資料編

用語解説

あ行

アセットマネジメント（資産管理）・・・中長期的な視点に立って、効率的かつ効果的に水道施設を管理運営する体系化された実践活動のこと。

会津若松地方広域・・・水道用水供給施設の設置及び経營業務等を行う組合（平成 21 年市町村圏整備組合 4 月に会津若松地方水道用水供給企業団が本組合へ統合した）

一日最大給水量・・・年間で一日給水量のうち最大のもの。

W-PPP・・・・・・・・水道や下水道の「維持管理」と「更新（老朽化対策）」を民間企業（ウォーターPPP）業へ包括的に長期委託する新しい官民連携（PPP）方式。

OJT・・・「On the Job Training」の略称で、職場での実務を通じて、上司や先輩が部下や新入社員に対して知識やスキルを伝授する人材育成手法のこと。

か行

外部環境・・・・・・・・水道事業の外部に要因がある事項の総称。本町の水道事業ビジョンでは人口減少・施設の効率性・水源の汚染・利水の安定性を挙げている。

簡易水道事業・・・・・・・・水道法により定められた、計画給水人口が 5,000 人以下の規模の小さい水道事業。

緩速ろ過・・・・・・・・細かな砂の層に 1 日 4～5m のゆっくりとした速さで水を通し、ゆっくりと流すと砂層に存在する微生物の分解作用によって水の中の浮遊物などを取り除く浄水方式。同時に細菌やいやなにおいなども一緒に除去できる。

給水区域内人口・・・水道事業により給水を行うことが可能な区域内における人口。

給水原価・・・・・・・・有収水量 1m³ 当たりについて、どれだけの費用がかかっているかを表すもの。

給水収益・・・・・・・・水道事業会計における営業収益の一つで、公の施設としての水道施設の使用について徴収する使用料。

給水人口・・・・・・・・給水区域内に居住し、水道により給水を受けている人口。給水区域外からの通勤者や観光客は給水人口に含まれない。

給水普及率・・・・・・・・給水人口を給水区域内人口で除して 100 を乗じた数値。給水区域内に居住する人口に対する給水人口の割合を示すもの。

口径別の料金体系・・・各需要者の給水管や水道メーターの大小、もしくは需要水量の多寡に応じて料金格差を設ける体系。

さ行

色度・・・・・・・・・・水中に溶け込んでいる物質（有機物や金属など）によって、水がどれだけ着色しているかを示す指標

上水道事業・・・・・・・・水道事業のうち簡易水道事業以外の、計画給水人口が 5,000 人を超える事業。

新水道ビジョン・・・・・・・・これまで国民の生活や経済活動を支えてきた水道の恩恵をこれからも享受できるよう、今から 50 年後、100 年後の将来を見据え、水道の理想像を明示するとともに、その理想像を具現化するため、今後、当面の間に取り組むべき事項、方策を提示するもの。平成 25 年 3 月に厚生労働省から公表されている。

水質基準・・・・・・・・水を利用し、供給し、または排出する際に標準とすべき基準。水道水における主な法的基準は水道法である。

水道 DX・・・・・・・・AI やデジタル技術を活用して、上下水道施設の管理やメンテナンスを効率化し、持続可能な水道サービスの提供を目指す取組のこと。

水道統計・・・・・・・・水道事業の業務、施設、水質などを計数的に整理したデータ。

水道普及率・・・・・・・・給水人口を行政区域内人口で除して 100 を乗じた数値。行政区域内に居住する人口に対する給水人口の割合を示すもの。

石綿セメント管・・・・・・・・水道管や農業用水管として広く使用された、石綿とセメントを混ぜて円筒状に成形した水道管。

送水・・・・・・・・・・浄水施設にて飲用可能な状態まで処理された水を配水の拠点に送ること。

た行

ダウンサイジング・・・適正な施設能力に対して施設能力の余剰が大きいと判断される場合に、遊休施設や設備などを統廃合・廃止することで施設規模を縮小すること。維持管理費・更新費用の低減効果や維持管理費の効率化が見込まれる。

濁度・・・・・・・・・・水中に粘土鉱物、微生物、有機物などの微細な浮遊物質が混入し、透明性が失われる「水の濁りの程度」を示す指標。

中央監視設備・・・・・・・・浄水場、配水池、ポンプ場などの施設を 1 ヶ所から集中監視・制御するシステム。

調整池・・・・・・・・・・主に浄水場で作られた浄水を一時的に貯め、時間ごとの送水量の変動や、事故・異常時の安定供給を目的として送水施設の途中や末端に設置される施設。

導水・・・・・・・・・・河川やダムなどの取水施設から浄水場まで、処理前の原水を送る工程のこと。

な行

内部環境・・・・・・・・水道事業の内部に要因がある事項の総称。本町の水道事業ビジョンでは施設の老朽化・資金の確保・職員数の減少を挙げている。

は行

配水・・・・・・・・・・浄水場で処理された安全な水を、配水池から各家庭の水道メーター（給水管）まで、適切な水圧と水量で送ること。

配水池・・・・・・・・・・浄水場できれいになった水道水を一時的に貯め、各家庭へ安定した水圧で送り出すためのタンク施設。

PDCA サイクル・・・PDCAはそれぞれ、Plan（計画）、Do（実施）、Check（点検）、Action（是正）を意味しており、品質向上の体系的な手法である。計画（Plan）し、その計画を実行（Do）し、その実行結果を点検（Check）し、不都合を是正（Act）したうえでさらに、元の計画（Plan）に反映することで、螺旋状に、品質の維持・向上の継続的改善を図る手法。

PI・・・・・・・・・・水道事業におけるPIは、水道業務の効率を図るために活用できる規格の一種で、水道事業体が行っている多方面にわたる業務を定量化し、厳密に定義された算定式により評価するものである。

pH・・・・・・・・・・水の酸性・アルカリ性の度合いを示す水素イオン濃度の指標。水道法により基準値が5.8以上8.6以下と定められている。

変更認可・・・・・・・・水道事業を創設するときや、水源や浄水方法や給水量などを水道水の安全性や安定供給に影響を与える内容を変更する前に、水道法に基づいて国や県に申請し、計画内容に対して認可を得なければならない認可のこと。

ポンプ場・・・・・・・・・・水を加圧して高い場所や遠方へ送るためのポンプ設備を持つ施設。

や行

有収水量・・・・・・・・有効水量のうち料金収入の対象となった水量。

有収率・・・・・・・・有収水量を給水量で除したもの。

用途別の料金体系・・・使用用途に着目して料金格差を設けるもので、用途の相違を、各需要者の負担能力ないしサービス価値の差と認識し、公共性の立場を重視した体系。

ら行

利水・・・・・・・・・・河川、湖沼、地下水などの水資源を、生活用水（飲み水）、農業用水、工業用水、発電などに利用すること。

レベル 2 地震動・・・構造物の耐震設計に用いる入力地震動で、現在から将来にわたって当該地点で考えられる最大級の強さをもつ地震動のこと。

会津美里町水道事業運営委員会規程

平成 17 年 10 月 1 日
公営企業管理規程第 4 号

(趣旨)

第 1 条 この規程は、会津美里町の水道事業運営委員会(以下「委員会」という。)に関し、会津美里町水道事業給水条例(平成 17 年会津美里町条例第 175 号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定数及び任期)

第 2 条 委員会の委員の定数及び任期は、次のとおりとする。

- (1) 加入者を代表する委員 6 人以内
- (2) 公益を代表する委員 9 人以内

2 前項の委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、町長が委嘱する。

(委員長及び副委員長)

第 3 条 委員会に委員長及び副委員長各 1 人を置く。委員長及び副委員長は、委員の互選とする。

2 委員が辞職しようとするときは、町長の承認を得なければならない。委員長及び副委員長が辞任しようとするときは、委員会の承認を得なければならない。

3 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、副委員長がその職務を代理する。

(委員会)

第 4 条 委員会は、委員長が招集する。ただし、委員定数の 4 分の 1 以上の者から委員会に付議すべき事件を示して委員会招集の請求があるときは、委員長はこれを招集しなければならない。

2 委員長は、委員会を招集するときは、町長に通知しなければならない。

3 委員会は、委員定数の 2 分の 1 以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

4 委員長は、会議の議長として議事を整理し、委員会の事務を総理する。

5 委員長は、職務の遂行に関し必要と認めるときは、町長に対し、参考資料の提出を求めることができる。町長はこの請求を受けたときは、これを提出しなければならない。

6 委員会は、水道事業の運営に関する事項につき、町長の諮問に応じ、又は建議し、若しくはその他の事項を審議するため必要あるときは、随時これを開き、その結果を町長に報告しなければならない。

(その他)

第 5 条 この規程に定めるもののほか、必要な事項については、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成 17 年 10 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 第2条第2項の規定にかかわらず、この規程の施行後初めて委嘱される委員の任期は、平成 19 年 3 月 31 日までとする。

附 則(平成 24 年 3 月 14 日公営企業管理規程第 2 号)

この規程は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(令和 2 年 1 月 29 日公営企業管理規程第 1 号)

この規程は、令和 2 年 1 月 31 日から施行する。

附 則(令和 8 年 2 月 19 日公営企業管理規程第 3 号)

この規程は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

会津美里町水道事業運営委員会 委員名簿

No.	氏 名	所 属 等	備 考
1	猪俣 太一郎		加入者代表
2	児島 隆昌		加入者代表・副委員長
3	佐久間 昭一		加入者代表
4	平山 正孝		加入者代表・委員長
5	舩木 宗徳		加入者代表
6	渡部 浩史	株式会社東邦銀行 高田支店長	公益代表
7	大堀 浩志	会津よつば農業協同組合 高田支店 統括支店長	公益代表
8	小林 宣俊	会津よつば農業協同組合 本郷支店長	公益代表
9	高橋 和広	会津よつば農業協同組合 新鶴支店長	公益代表
10	大島 司	株式会社会津美里振興公社 事業企画課長	公益代表
11	伊東 広子	会津美里町商工会女性部	公益代表
12	小川 一江	会津美里町商工会女性部	公益代表

策定経過

年 月 日	内 容	備 考
令和8年6月17日	令和8年度第1回 会津美里町水道事業運営委員会	■水道事業ビジョンの説明、 ■計画策定の趣旨説明
令和8年7月 日	令和8年度第2回 会津美里町水道事業運営委員会	■水道事業ビジョン 素案の説明 ■パブリックコメントについて

会津美里町 建設水道課

〒969-6292 福島県大沼郡会津美里町字新布才地 1 番地

電話番号:0242-55-1181 FAX:0242-55-1139